令和５年度

林務関係事業の概要

長崎県農林部
林政課・森林整備室

目　　次

１．　行政組織図　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

２．　事務分掌　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３

３．　主要施策の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・　５

４．　予算事業別一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７

５．　事業概要

（林業振興費）

(1) 森林環境保全事業費

① ながさき森林環境保全事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２２

② ながさき森林環境基金積立金　・・・・・・・・・・・・・・・・　２４

(2) 森林計画樹立費（森林計画制度の体系）

① 森林計画編成費　・・・・・・・・・・・・・・・・　２６

(3) 森林整備地域活動支援事業費

① 森林整備地域活動支援交付金　・・・・・・・・・・・・・・・・・　２８

② 林業成長産業化総合対策事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・　３０

③ 森林整備地域活動支援基金　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２

④ 合板・製材生産性強化対策事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

(4) 森林組合振興対策費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４

(5) 林業普及推進費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３５

(6) 林産物生産流通振興対策費

① 木材産業等高度化推進資金　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３６

② ながさ木ウッドチェンジ事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３７

(7) 林業公社助成費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　３８

(8) 県民の森整備管理費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０

(9) 林業改善資金特別会計繰出金　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２

(10) 保安林等整備管理費

① 保安林整備管理費（委託）　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４３

② 保安林整備管理費（補助）
保安林損失補償金　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４４

③ ふるさと緑の生活環境基盤整備事業費　・・・・・・・・・・・・・・・・　４５

④ 林地開発許可制度実施費　・・・・・・・・・・・・・・・・・　４６

(11) 森林病害虫等防除費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４７
(12) 緑化推進費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４８
(13) ながさき森林づくり担い手対策事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・ ４９
(14)スマート林業導入支援事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５４
(15)スマート林業導入推進事業費 ５５
(16)森林・山村多面的機能発揮対策事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・ ５６
(17)森林のめぐみ効果拡大事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７
(18)森林環境譲与税事業費
① 森林環境譲与税事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８
② 長崎県森林環境譲与税基金積立金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０
(造林費)
(1) 森林環境保全整備事業費
① 育成林整備造林事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１
② 環境林整備造林事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１
③ 花粉発生源対策促進事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４
④ ながさき森林環境保全事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６６
(2) 分収林整備促進事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６８
(3) 優良種苗確保費 ６９
(4) 県営林特別会計繰出金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７０
(林道費)
(1) 森林環境保全整備事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７１
(2) 道整備交付金事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７２
(3) 林道点検診断・保全整備事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７３
(4) 森林づくり林道網整備事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７４
(治山費)
(1) 山地治山費（治山事業の体系）
①復旧治山費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７７
②予防治山費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ７９
(2) 共生保安林整備費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８１
(3) 保安林整備費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３
(4) 地すべり防止費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５

(5) 緊急治山費
① 災害関連緊急治山費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７
② 災害関連緊急地すべり防止費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８９
(6) 林地崩壊防止費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９０
(7) 荒廃山地総合対策事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９２
(8) 防災の森林づくり事業費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９３
(9) 自然災害防止費
① 県営自然災害防止事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９４
② 補助営自然災害防止事業 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９７
（災害復旧費）
(1) 林業施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９８
(2) 林地荒廃防止施設災害復旧費 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ ９９
（林業改善資金特別会計） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０１
（県営林特別会計） ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０３
６．農林技術開発センター ・・・・・・・・・・・・・・・・・ １０６

行　　政　　組　　織

【本　庁】

- 林　政　課　長（25　名）
  - 総括課長補佐
    - 調　整　班　(3)
    - 計画調整班　(3)
    - 森林管理班　(5)
    - 森林活用班　(6)
    - 普及指導班　(6)
- 森林整備室長（12　名）
  - 森林整備班　(7)
  - 森林土木班　(4)

【地方機関】

- 県央振興局
  - 農林部（23　名）
    - 林　業　課
      - 林　政　班　(6)
      - 普　及　班　(3)
    - 森林土木課
      - 森林管理班　(3)
      - 森林土木第一班　(4)
      - 森林土木第二班　(4)
- 島原振興局
  - 農林水産部
    - 林　務　課（10　名）
      - 林　業　班　(4)
      - 森林土木班　(5)
- 県北振興局
  - 農林部（20　名）
    - 林　業　課
      - 林　政　班　(4)
      - 普　及　班　(3)
    - 森林土木課
      - 森林土木班　(5)
      - 地すべり対策班　(5)
- 五島振興局
  - 農林水産部
    - 林　務　課（13　名）
      - 林　業　班　(4)
      - 森林土木班　(6)
      - 新上五島町駐在　(2)
- 壱岐振興局
  - 農林水産部
    - 農林整備課
      - 林　務　班　(2)
- 対馬振興局
  - 農林水産部
    - 森林土木課（6　名）
      - 森林土木班　(5)
    - 林　業　課（9　名）
      - 林　政　班　(5)
      - 普　及　班　(3)
- 農林技術開発センター
  - 森林研究部門（9　名）

林　政　課　事　務　分　掌

１．林業の企画及び総合調整に関すること。

２．森林計画の樹立及び実行に関すること。

３．森林組合、森林組合連合会その他林業団体に関すること。
（森林組合の検査に関するものを除く。）

４．林業技術の普及指導に関すること。

５．林産物の生産指導に関すること。

６．県営林に関すること。

７．入会林野の整備に関すること。

８．木材の流通に関すること。

９．林業金融に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

１０．森林審議会に関すること。

１１．緑化思想の普及に関すること（他課（室）の所管に属するものを除く。）。

１２．林業労働力に関すること。

１３．県民の森に関すること。

１４．保安林に関すること。

１５．林地開発に関すること。

１６．林政課・森林整備室の庶務及び予算に関すること。

森　林　整　備　室　事　務　分　掌

１．森林の整備に関すること。

２．林業用種苗に関すること。

３．林道に関すること。

４．森林の保護及び病害虫防除に関すること。

５．山地災害の復旧に関すること。

６．治山事業に関すること。

主 要 施 策 の 概 要

主　要　施　策　の　概　要

◆　森林・林業の現状と課題

森林は、水源かん養や山地災害の防止をはじめ、海洋資源の保全、さらに近年は地球温暖化防止に資する二酸化炭素吸収など、様々な公益的かつ多面的な機能の発揮が期待されていますが、森林現場では、長年にわたる木材価格の低迷など、林業採算性の悪化が続き、森林所有者の経営意欲の減退、森林所有者や境界不明森林の増加、担い手の高齢化などにより手入れが行き届かない森林が多く存在し、森林の多様な公益的機能の低下が危惧されているところです。

このような中、我が国においては「農林水産業・地域の活力創造プラン」等において、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るため、市町村が経営意欲を失っている森林所有者から森林の経営・管理の委託を受け、意欲と能力のある林業経営者に再委託を行い、林業経営の集積・集約化を行うとともに、それができない森林においては、市町村が公的管理を行う「新たな森林管理システム」を構築し、生産性の高い森林については、新システムを構築した地域を中心として路網整備等の重点化を図ることとしております。

併せて、川上から川下までのサプライチェーンを繋ぎ、コスト削減を進めつつ、消費者ニーズを重視した高付加価値な木材供給を実現し、また、新たな木材需要の創出を図るほか、森林の整備・保全等を通じた森林吸収源対策を推進するとともに、多面的機能の維持・向上により美しく伝統のある山村を次世代に継承することとしており、本県においても、我が国の指針に基づき、森林整備と木材利用の推進についてこれまで以上に取り組む必要があります。

本県の民有林の人工林面積は約９万ヘクタールあり、このうち令和７年度までに整備すべき森林の目標を６万ヘクタールと定め整備を進めておりますが、これまで整備された人工林面積は約５万３千ヘクタールに達しており、残り７千ヘクタールの森林についても、引き続き、伐捨間伐や搬出間伐による森林整備により森林資源の有効利用を図りながら、森林の公益的機能を維持していく必要があります。

また、近年関心が高まっている持続可能な開発目標ＳＤＧｓにおいて、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化防止、木材の生産等、森林は様々な形で貢献しており、森林・林業・木材産業関係者に加え、企業や個人がＳＤＧｓの目標達成に向けて関わり、行政の立場からも各種取組が活性化するよう後押ししていくことが重要です。

加えて、２０５０までに温室効果ガス排出を実質ゼロとする「カーボンニュートラル」を目指す政府方針を踏まえ、森林による二酸化炭素吸収量の確保や木材利用の促進など、森林・林業・木材産業の果たす役割は益々重要になっています。

◆　基本目標と施策

「長崎県総合計画チェンジ＆チャレンジ２０２５」の実行プランとして、長崎県の農林業・農山村が将来にわたり持続的に発展していけるよう策定した、「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画」の基本理念として、若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指し、農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」と、多様な住民が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」を、車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保していきます。

林業においては、森林経営計画策定による施業の集約化、路網整備や高性能林業機械の活用による生産コストの縮減を進め森林資源の循環利用に取り組むとともに、森林の有する多面的機能の持続的発揮を図り、林業の成長産業化へ向けた取組を推進します。

また、「長崎県地域材供給倍増協議会」において原木情報窓口を一本化し、有利販売の実現や新たな需要の拡大が見込める輸出やバイオマス利用、ＣＬＴでの活用を進め、生産された県産材の流通拡大を図ります。

担い手の確保・育成については、「緑の雇用」事業などこれまでの取組に加え、更なる担い手の確保を進めるため、「森林環境譲与税」を有効活用し、林業に人を呼び込み育てる取組を強化していきます。

さらに、間伐による未整備森林の解消や里山の保全、県民参加による森林保全を推進するための貴重な財源として「ながさき森林環境税」を活用した取組を進めます。

併せて、近年頻発する局地的な豪雨がもたらす甚大な山地災害に対しては、効率的、効果的な治山施設の整備や災害の情報提供等を一体的に進めるとともに老朽化する治山施設の維持管理・更新に取り組み、地域の安全性の向上を図っていきます。

特に、令和５年度は林業の成長産業化と森林資源の適切な管理を両立していくため、林業経営の集積・集約化の受け皿となる「意欲と能力のある林業経営体の確保（のべ１１者）」、施業集約化・低コスト化による「素材生産量の確保（１８万４千m^3）、搬出間伐の実施（２，３３５ｈａ）、主伐の実施（９２ｈａ）」、山地災害危険地区Ａランク着手数７６４箇所を目標として、森林・林業・木材産業関係者、関係機関、市町の方々と連携しながら、具体的には以下に取り組んでいくこととしています。

※以下、「第３期ながさき農林業・農山村活性化計画」における、林業関係の施策の展開方向と具体的振興方策の番号及びＫＰＩを記載。

＜基本理念＞

若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指します。

＜基本目標＞

・農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」
・多様な住民が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」

を車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保します。

＜施策の方向性＞

Ⅰ 次代につなげる活力ある農林業産地の振興

若者から選ばれる、魅力ある農林業を実現するため、スマート農林業の導入や生産基盤整備の加速化等を通じて生産性の高い産地の育成と所得の向上を図ることにより、「産地ぐるみ」で若者を留める、呼びこむ、呼び戻す好循環を生み出します。

●ＫＰＩ【林業産出額】・・・７４．７億円（基準年Ｈ３０）→９０億円（Ｒ７）

Ⅰ－１　次代を支える農林業の担い手の確保・育成

林業事業体の就業環境を改善し、農林業を良質な就業の場とすることにより、新規雇用就業者の増大を図ります。

これらの取組は、林業事業体による林業版産地計画づくりと併せて推進します。

●ＫＰＩ【新規自営就農者・雇用就業者（農業・林業）】
・・・　５５９人/年（基準年Ｈ３０）→６４１人/年（Ｒ７）
うち林業・・・　　２６人/年（基準年Ｈ３０）→　２７人/年（Ｒ７）

Ⅰ－１－①就農・就業希望者を地域に呼び込む組織的な取組の推進

（施策の展開方向）

農業高校等と連携し、若い世代に伝わるよう農林業の実態と魅力を発信し、就業意欲を高める取組を行います。

併せて、各種事業を活用し、就業前後の負担軽減と所得の確保をサポートします。

●ＫＰＩ【林業専業作業員数】・・・３４８人（基準年Ｈ３０）→４００人（Ｒ７）

（具体的振興方策）

就業相談の体制整備と情報発信力を強化するため、本県農林業の儲かる姿や地域の魅力、生活環境情報、支援制度などを併せて情報を発信するほか、ＳＮＳ等を活用し、林業就業者からの情報発信を進めるとともに、林業事業体自らが就業希望者を呼び込み、呼び戻す取組の推進するため、生産性向上や事業量拡大を図り、雇用を拡大していくための林業版産地計画づくりを推進します

また、若い世代への農林業の理解促進と就業意欲を喚起するため、農林業に関心のある学生やＵ・Ｉターン希望者を対象とした、お試し就農体験・林業体験やインターンシップ、就業ガイダンス等により、就農・就業意欲を喚起します。

併せて、就業前後の負担軽減と所得を確保するため、林業事業体が新規就業者を雇用する際に必要な機械器具（チェーンソー、安全防護服等）の導入に係る負担軽減を図るとともに、新規就業者の定着に向けた支援として「緑の雇用」事業や森林整備担い手対策基金を活用した事業により、労働安全や福利厚生等の労働条件の改善に取り組みます。

Ⅰ－１－②農林業の実践力・経営力を育む研修教育の実施

（施策の展開方向）

林業事業体が、林業版産地計画に基づき担い手の確保や生産性向上を図るため、林業専

業作業員等に対し実践的な研修・教育を行い、安全管理の徹底や資質向上を図ります。
　農林業における作業安全対策を推進するため、講習会の実施及び広報等による注意喚起を行います。

●ＫＰＩ【林業版産地計画を策定した林業事業体数】
・・・１０者（基準年Ｒ元）→１７者（Ｒ７）

（具体的振興方策）
　林業専業作業員等に対する安全管理の徹底、資質向上を図るため、林業事業体が林業版産地計画を策定し、計画的な事業量や担い手の確保を図るとともに、必要な資格取得支援や多様なニーズに対応した研修の受講、技術交流を通した実践により従事者の資質向上を図ります。
　また、安全性や生産性の向上を図るため、本県が林業事業体の技術者等を対象とした安全研修の実施や、現場技術者研修、視察等を開催します。

　さらに、次世代を担うリーダーを育成するため、技術交流会や伐木・安全競技会を開催し、伐木技術の向上や安全管理の徹底による林業のイメージアップを図ることで新規雇用の拡大につなげるとともに、農林業における作業安全対策を推進するため、講習会の実施及び広報等による注意喚起を行います。

Ⅰ－１－③農林業経営者が安定して事業継続できる経営力の強化
（施策の展開方向）
　林業事業体の労働生産性の向上により、木材生産量を拡大し、林業専業作業員の所得向上につなげます。
　また、近年多発する自然災害や新型コロナウイルス感染症をはじめとする新たな感染症の発生に備え、災害被害防止対策等を進めるとともに、業種別ガイドラインに沿った感染防止対策の徹底と安定して事業継続できる体制整備を進めます。

●ＫＰＩ【意欲と能力のある林業経営体数（のべ数】
・・・２者（基準年Ｒ元）→１２者（Ｒ７）

（具体的振興方策）
　林業事業体の経営改善・強化を図るため、各林業事業体の生産性向上と事業量の拡大により、林業専業作業員の平均年収４６６万円を達成し、若者に選ばれる林業を目指すため、森林整備事業の年間計画の公表、施行地の集積、林業版産地計画に基づく事業量の拡大・安定化を推進します。

　このため、施業プランニングができる「森林施業プランナー」を育成し、民有林の施業を面的に集約化し、事業量の確保を図るとともに、「緑の雇用」や「森林整備担い手対策基金」、「森林環境譲与税」を活用した事業等により、林業専業作業員の生産技術の向上に努め、事業コストの低減を図ります。
　併せて、経営者等を対象とした経営改善セミナー研修等を行い、経営力の向上を図ります。

Ⅰ－２　生産性の高い農林業産地の育成
　米や野菜、果樹、畜産物、木材など地域・品目ごとに所得向上を図る産地計画を基軸とし、経営規模の大小や離島、中山間地域といった条件にかかわらず、人材、農地、技術等

の生産基盤を強化するとともに、スマート農林業の展開などにより、経営規模の拡大、単収の向上、単価の向上、コストの低減などに取り組み、生産性の高い農林業産地を育成します。

〇スマート農林業の展開による目指す将来像

林業においては、森林情報の共有による森林整備の効率化を図るため、県、市町、林業事業体が管理する森林情報を複合的に活用し、森林整備に必要な調査を効率的に実施するため、「クラウド型森林ＧＩＳ」を構築し、森林整備の推進につなげます。

Ⅰ－２－④県産木材・特用林産物の生産拡大

（施策の展開方向）

森林所有者に対して集約施業による効率的な森林整備を提案し、主伐も含め、県産木材の安定供給を推進します。また、生産性・収益性の高い作業システムの検証及び作業の低コスト・省力化を検討します。

労働生産性の向上により事業量を拡大するとともに、木材の生産性を向上することで林業専業作業員の所得向上につなげ、林業専業作業員を確保し、更なる民間の参入を図ります。

計画的な路網整備と高性能林業機械の導入を支援し、搬出間伐の低コスト化を図ります。原木（対馬）しいたけについては、協業体や核となる生産者を中心とした生産規模・販路の拡大と兼業も含めた新規参入者の育成により生産量の増加を目指します。

また、高品質な商品づくりのため、生産技術の向上を支援します。

菌床しいたけについては、生産性向上のための取組を支援します。

●ＫＰＩ【木材生産量】・・・１４４千m^3（基準年Ｈ３０）→２００千m^3（Ｒ７）

（具体的振興方策）

〇搬出間伐及び主伐・再造林による持続可能な木材生産

【搬出間伐の推進】

森林経営計画及び林業版産地計画の策定を促進し、計画的な搬出間伐を推進します。

路網と高性能林業機械を適切に組み合わせた効率的な作業システムの導入を推進し、木材生産性の向上を図ります。

公有林等を核とした大ロットでの長期受委託契約に取り組み、生産量の安定化を図ります。

【主伐・再造林の実施】

施業履歴、路網、林齢等を考慮して主伐適地エリアを設定し、林業事業体及び市町の意向を踏まえた年度毎の整備計画を策定します。また、策定した整備計画の実行に向け、関係者との協議を進めます。

主伐後の再造林については、コンテナ苗の利用や補助事業を活用し主伐から再造林までの作業を一貫して行うことにより、コストの縮減を図ります。

〇林業版産地計画の策定と実行

作業班ごとに森林整備の事業量を見える化し、生産性向上や事業量拡大に向けた取組及び実施体制を具体的に記載した林業版産地計画の策定を推進します。

計画実現のために新規雇用の確保や労働環境の改善、高性能林業機械を活用した作業システムの導入など、適切な支援を実施します。

○計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進

幹線となる林業専用道等については、森林所有者及び林業事業体の意向を踏まえた路線計画を策定し、低コストで丈夫な道づくりを推進します

高性能林業機械については、リース事業の活用も進めながら地域に合った作業システムを構築・導入し、効率的な機械活用による施業を推進します。

○しいたけの生産振興

【原木（対馬）しいたけ】

生産については、地球温暖化に対応した種菌や病害虫等の対策を普及し、品質と生産性の向上を図ります。

兼業による生産モデルの確立と本県や市のUIターン事業と連携した新規参入を確保します。また、担い手育成研修を実施し、新規就業者の定着を図ります。

規模拡大と新規参入しやすい環境づくりのために、安定的な原木供給体制の構築に取り組みます。

対馬しいたけブランドの確立を目指し、高品質の商品生産に対する技術向上を支援します。販路については、市況の影響を受けにくい直販取引の割合を高めます。

【菌床しいたけ】

生産コスト低減のため、生産性の高い施設の導入を支援します。

目指す経営モデル

営農類型	地域類型	経営規模	経営のポイント	労働力	経営全体(千円)		
					粗収益	経営費	農業所得
しいたけ	離島	ほだ木本数30,000本	・ほだ場の環境管理	家族経営2人	5,730	2,070	3,660

Ⅰ－２－⑤産地の維持・拡大に向けた革新的新技術の開発

（施策の展開方向）

これまで以上に産学官の連携を強化し、“Society5.0”時代に対応した革新的な生産技術等の開発・実証及び速やかな普及に取り組みます。

省力化、軽労化、規模拡大、単収・単価向上、コスト縮減、生産の安定化等、農林産物の生産性・品質を飛躍的に向上させるスマート農林業技術の開発や、ゲノム情報を活用した効率的な品種育成に取り組みます。

農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを支援するため、中山間地域や離島地域で一定の所得確保が可能な営農体系の確立や暮らしを守るための技術開発・支援等に取り組みます。

（具体的振興方策）

林業においては、スマート農林業等、生産性や品質を向上させる生産技術を開発するため、ドローン測量等を活用し、高精度・効率的な森林情報解析や山地防災に関する技術支援を行うとともに、低コストや省力化を実現する育林技術を開発・実証します。

Ⅰ－３　産地の維持・拡大に必要な生産基盤、加工・流通・販売対策の強化

産地の維持・拡大に必要な環境づくりとして、生産基盤の整備や農地の利用調整等により担い手の経営規模拡大を図るとともに、食品事業者との連携や農林産物の輸出拡大など加工・流通・販売対策を強化します。

●ＫＰＩ【農産物・木材の輸出額】
・・・７７１百万円（基準年Ｈ３０）→1，２６５百万円（Ｒ７）
うち、木材輸出額・・・３４１百万円（基準年Ｈ３０）→　５６５百万円（Ｒ７）

Ⅰ－３－①大規模化・省力化を支える生産基盤整備、農地集積及び森林施業集約化の加速化

（施策の展開方向）

森林経営計画や林業版産地計画に基づき林業施業の集約化を図るとともに、生産性向上に資する計画的な路網整備や高性能林業機械の導入を推進します。

（具体的振興方策）

林業施業の集約化による計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進するため、小規模分散した個人有林の集約化を図るための森林経営計画、計画的な事業量や生産性の向上を図るための林業版産地計画に基づき、間伐材の搬出･運搬ロットの拡大を図り、採算性を高めます。

また、幹線となる林業専用道等について、森林所有者及び林業事業体の意向を踏まえた路線計画を策定し、低コストで丈夫な道づくりを推進します。

さらに、林業専用道等の支線となる森林作業道について、効率的な路網となるよう配置し、繰り返し使える道づくりを進めます。

高性能林業機械の導入については､計画的な事業量を確保し､稼働率を高めるとともに､リース事業の活用も進め、地域に合った作業システムを確立し、効率的な施業を推進します。

●ＫＰＩ【人工林内路網密度】
・・・７７m/ｈａ（基準年Ｈ２９）→１００m/ｈａ（Ｒ７）

Ⅰ－３－②本県農林産物の需要開拓に向けた国内外の販売対策の強化

（施策の展開方向）

県産木材については、規格・品質に応じた有利販売等の体制整備とともに、公共建築物をはじめとする非住宅等建築物における県産木材の利用を促進します。

併せて、国内マーケットの縮小が懸念される中、用途の拡大や新しいマーケットを開拓し販路を広げ、安定的な輸出を促進します。

（具体的振興方策）

木材の規格・品質に応じた有利販売と非住宅等建築物の木造・木質化を推進するため、木材サプライチェーンマネジメント（ＳＣＭ） 支援システムを活用し、事業者マッチングの促進と需給情報等の共有による木材流通全体の最適化（需要予測の精度向上、生産・輸送にかかる時間の削減、在庫の最適化）を図ります。

また、県内外の製材工場等との協定販売を拡大し、価格の安定化を図るとともに有利販売を推進します。

さらに、バイオマス発電用の燃料、製紙用チップとしての利用などのバイオマス等の活用を進め、県産木材の流通拡大を図るとともに、これまで木材が利用されてこなかった非住宅等建築物について、木造・木質化に関する補助事業の情報提供や設計に関するアドバイス等を行います。

また、県産木材の良さを広くＰＲするため、教育施設や広く県民に利用される民間施設の県産木材による内装木質化を支援します。
加えて、国連が掲げるＳＤＧｓを原動力に、ＥＳＧ投資を呼び込んで中高層ビルの木造化を推進するため、木造化等の取組を機関投資家等に見える化します。

木材の輸出拡大に向けたロットの拡大と新規輸出国・品目の開拓するため、現在、県産木材を輸出している中国・韓国に加え、新たな輸出国を開拓し、商社や相手国製材工場に対して、計画的、安定的な輸出を行う事で、輸出量拡大、価格の安定を図ります。

さらに、効率的な製材により製材コストを抑え、相手国需要に応じた付加価値の高い製材品、加工製品の輸出を促進します。

Ⅱ　多様な住民の活躍による農山村集落の維持・活性化

農山村集落が持つ景観・伝統・文化などの魅力発信、都市住民との交流・協働により、関係人口の拡大を図るとともに、お試し移住、農地付空き家の紹介等により、若者等多様な住民の移住・定住を促進します。
また、地域の「顔」となる産品づくりや地域ビジネスの展開などにより、農山村地域全体で稼ぐ取組を促進します。

Ⅱ－１　農山村集落に人を呼び込む仕組みづくり

農山村集落の魅力発信、交流の促進等により、関係人口の拡大を図るとともに、移住希望者の相談窓口（移住相談役）設置、お試し移住等により農山村集落への移住・定住を促進します。併せて、農山村の多面的機能の維持、防災・減災対策をはじめとする安全・安心で快適な地域づくりを進めます。

Ⅱ－１－①本県農山村の魅力の発信と関係人口の拡大

（施策の展開方向）

農山村集落が有する景観・伝統・文化やライフスタイル等の魅力を発掘して磨きをかけ、集落内に共有するとともに、県民をはじめとする都市住民に積極的に情報発信します。
都市住民の農山村への理解促進と交流・協働活動への参加、地産地消の強化等を通じて、本県農林業・農山村の応援団となる関係人口を拡大します。

（具体的振興方策）

林業においては、「長崎県森林ボランティア支援センター」を活用して森林ボランティア団体が行う、植樹、森林整備活動に県民が参加する森林体験型プログラムを推進するとともに、新規のボランティア団体・新規加入団員の獲得を目指します。
「県民の森」については、森の癒し効果を活用したイベントの実施や県民の方々と連携した森林整備等の取組を進めるとともに、森林レクリエーションや都市住民との交流の場として活用を推進します。

また、緑化の普及啓発、森林環境教育を目的とした森林活動を通じて、子どもから大人

まで幅広い世代の自然への関心を高めます。
　さらに、「企業の森」や「カーボン・オフセット」などの森林づくりに関する活動、取組を支援します。

Ⅱ－１－③農山村の持つ多面的機能の維持

（施策の展開方向）
　森林の持つ多面的機能発揮のため、新たな森林管理システムの推進、森林環境譲与税の活用により、森林整備、県産木材利用を推進していきます。

（具体的振興方策）
　森林所有者が管理できなくなった森林を市町が主体となって管理する「新たな森林管理システム」を推進するため、森林環境譲与税等を活用し、未整備森林を解消するとともに、国の補助事業等による病虫害・鳥獣害対策を実施します。

　また、林地開発制度により無秩序な開発の防止に加え、無断開発を未然に防止するため伐採届を受理する市町と連携して、情報の共有・現地確認等を行います。
　里山林については、里地と一体的に地元集落による整備・管理を推進します。

　また、森林資源の循環利用を通じて二酸化炭素吸収機能の維持・向上を推進し、輸送エネルギーの削減も含めた地球温暖化に貢献するため、県産木材の利用を推進します。

Ⅱ－１－④農山村地域における安全・安心で快適な地域づくり

（施策の展開方向）
　野生鳥獣による林業被害を防止するため、関係機関と連携して被害対策の強化を進めます。また、自然災害を未然に防止・軽減するため、山地災害危険地区における治山事業を推進します。

　●ＫＰＩ【山地災害危険地区（Ａランク）の着手数（箇所）】
　　・・・７１６箇所（基準年Ｒ元）→７９４箇所（Ｒ７）

（具体的振興方策）
　鳥獣被害の防止については、シカの食害等により森林の生態系にも被害を及ぼしていることから、再造林地で設置している防鹿ネットを天然更新地にも拡大するなど、防護対策の強化を進めます。

　また、山地災害危険地区については、Ａランクの山腹及び渓流の未着手箇所の着手率向上を図ります。
　さらに、台風や集中豪雨などにより発生した山地災害については、治山事業により早急な災害復旧を推進するとともに、老朽化する治山施設の維持管理・更新に取り組みます。

Ⅱ－２　農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくり

　中産間地域に対応した少量多品目周年生産や地域の「顔」となる産品づくり、農泊の推進、直売所等の販売向上及び機能強化、地域の営農活動に必要な農作業受託・機械の共同利用組織の育成など、農山村地域全体で稼ぐ仕組みづくりを推進します。

Ⅱ－２－②地域の農林業を支える組織の設立・推進

（施策の展開方向）

林業においては、林業事業体の増大を図るため、建設業等異業種から林業への参入を促進します。

（具体的振興方策）

建設業等異業種から林業への参入を促進するため、林業参入研修とともに「緑の雇用」や、ながさき森林づくり担い手対策基金を活用した事業等により、計画的な研修を実施し、林業生産技術の向上に取り組みます。

また、新規参入事業体に対し、森林整備事業計画に基づき事業を受注できるよう体制を整備するとともに、高性能林業機械のリース助成による機械化を推進します。

さらに、新規事業体が林業認定事業体に移行できるよう技術向上や事業量確保に向けた取組を支援します。

令和５年度 以降の林政課・森林整備室の事業展開方向 【R5.4月版】

令和５年度以降の目指す姿
【目指すべき姿】

◆木材生産量倍増 20万㎥

	R元	→ R5	→ R7
・素材生産量	168千㎥	→ 184千㎥	→ 200千㎥
・主伐(再造林)	15ha	→ 92ha	→ 110ha
・コンテナ苗	40千本	→79千本(R5)	→ 107千本
・搬出間伐	2,081ha	→ 2,335ha	→ 2,500ha

◆県内木材加工量 10万㎥

	R元	→ R7
・県内木材加工量	72千㎥	→ 100千㎥
・協定販売	57千㎥	→ 125千㎥
・木材輸出	17千㎥	→ 40千㎥

◆年収466万円を確保する雇用の場の創出

	R元	→ R7
・生産性向上(搬出間伐)	3.7㎥/人日	→ 4.3㎥/人日
・生産性向上（皆伐）	6.9/人日	→ 9.0㎥/人日
・林業専業作業員年収	353万円	→ 466万円
・林業専業作業員数	350人	→ 400人

◆林業専業作業員 400名確保（Ｒ７）

地域がにぎわう社会の実現

◆特用林産物の活用による地域振興

・対馬しいたけ（目指す経営モデル）
：経営規模（ほだ木本数：3万本・労働力：家族経営2人）
粗利益5,730千円・経営費2,070千円・農業所得3,660千円

・五島椿油 (H28,H29,R元：県生産量日本一)
：地元関係者により組織されている五島列島ヤブツバキ振興協議会と連携して、ツバキ実の安定した生産を目指す環境づくりや栽培技術を広める取組を図り、ツバキによる地域活性化を支援

◆森林の公益的機能の維持増進(安全・安心)

・山地災害危険地区（Ａランク）の着手数(箇所)
：R元 716 → R5,764(目標) → R7,794(目標)

現状・課題

林産業出額	素材生産量の倍増計画を実現するため、森林作業道の整備や搬出間伐に取組んだ結果、R3年度の林業産出額は74億円となっている。※椿油、木材輸出含む
生産性	搬出間伐の生産性は(R3)4.02㎥/人日であり、(R3)全国4.51㎥/人日に比べ低いため、路網の整備、高性能林業機械リースの促進や人材育成に取組み生産性の向上を図る必要がある。
素材生産量	◇森林資源量： ・人工林面積：88,276ha（ｽｷﾞ ﾋﾉｷ） ・年間成長量： 274,771㎥ （ス ギ： 109,676㎥） （ヒノキ： 165,095㎥） ◇R4年度搬出間伐1,884haを主体とした素材生産量は164,173㎥。 ◇主伐は年間62ha程度実施されている。「伐って、使って、植えて、育てる」森林の循環利用が必要。
担い手	林業専業作業員はR4年に343人、年収は379万円(平均年齢49.9歳)と低く、人材確保のため年収の向上が必要。
県産材の流通と需要拡大	◇R4年度 素材生産量164千㎥のうち県外へ約95千㎥（輸出含）が流通している。 ◇本県の低層公共建築物の木造率は30.2%（R3）で全国29位。 需要拡大策として、非木造建築等も木造化していく取組が必要。

※低層公共建築物：３階建て以下

特用林産	◇対馬しいたけ：生産者の高齢化に伴い生産規模が縮小。 ◇椿油：つばき実の豊凶差により収穫量が不安定。
安全安心	◇林地開発許可地の管理監督に対する社会的責任の高まり。 ◇異常気象等による山地災害の発生。

施策の方向性 【 R5:9,513百万円 】

①生産拡大対策 【R5:2,098百万円】
- ◇ 計画的な主伐・再造林の推進
- ◇ 採種園の造成
- ◇ 搬出間伐等の推進
- ◇ 路網の整備（林道・林業専用道・森林作業道）
- ◇ スマート林業の導入支援
- ◇ 高性能林業機械の活用促進
- ◇ 森林経営計画の策定推進

②新規雇用、人材育成、経営改善対策 【R5: 939百万円】
- ◇ 体系化した各種研修の実施、支援
- ◇ 林業専業作業員の処遇改善、安全確保
- ◇ 県営林の経営・管理
- ◇ 林業公社の経営改善支援
- ◇ 林業事業体（森林組合等）の経営改善・強化（意欲と能力のある林業経営体等への支援）
- ◇ 林業参入促進
- ◇ 伐木・安全競技会の開催
- ◇ 森林s施業プランナー、監督職員の育成

③流通・需要拡大対策【R5: 45百万円】
- ◇ 公共施設、非住宅分野の木造化・木質化推進・支援
- ◇ 県産材利活用推進 ※非住宅分野：民間の事務所や商業施設など
- ◇ 木造・木質化アドバイザーによる普及推進
- ◇ 原木および製材品の輸出量の拡大
- ◇ 未利用材の利活用推進（木質バイオマス等）

④ 特用林産物の振興対策【R5:7百万円】
- ◇ 対馬しいたけの販売ロットの拡大による有利販売
- ◇ ツバキ精英樹の苗木生産及び剪定技術の普及による収穫量の拡大
- ◇ 里山林の保全管理と資源利用活動に対する支援

⑤適正な森林管理等による公益的機能の維持発揮対策 【R5: 6,423百万円】
- ◇ 林地開発許可地の不安解消に向けた取組の強化
- ◇ 保安林の指定・管理
- ◇ 山地災害防止、災害復旧等
- ◇ 治山施設等の維持・管理
- ◇ 森林病虫獣害対策（松くい虫対策等）
- ◇ 新たな森林管理システムの推進（経済林以外）
- ◇ 森林の応援団の育成（県民の森、緑化）
- ◇ 木育の推進

15

【第３期ながさき農林業・農山村活性化計画】R3～R７

＜基本理念＞

若者から「選ばれる」、魅力ある農林業・暮らしやすい農山村の実現を目指します

＜基本目標＞

・農林業の生産性向上等により産地の維持・拡大を実現する「産地対策」
・多様な住民が活躍し、支えあう持続可能な集落を実現する「集落対策」
を車の両輪として施策を展開し、地域の雇用と所得を確保します。

【産地対策】

次代につなげる活力ある

農林業産地の振興

スマート農林業の導入、生産基盤整備の加速化等を通じて、生産性の高い産地の育成と所得の向上を図り、「産地ぐるみ」で若者を留める、呼び込む、呼び戻す流れを強化します。

若者
多様な担い手

【集落対策】

多様な住民の活躍による

農山村集落の維持･活性化

農山村の魅力や生活関連情報の発信等により、「集落ぐるみ」で、移住・定住と関係人口の拡大を図るとともに、地域ビジネスの展開等により農山村地域全体で稼ぐ取組を推進します。

車の両輪

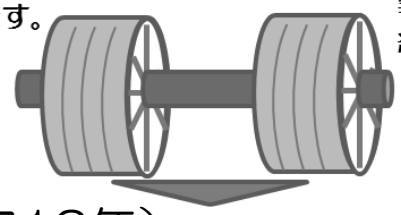

林業構造の展望（令和12年）

〇計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進等により木材生産性を向上させ、林業専業作業員数を420人とし、平均年収520万円を確保します。

令和2年

民有林面積 218，000ha

林業専業作業員数と平均年収 360人 370万円

人工林
88，000ha

循環利用する森林
60，000ha

木材生産量
160,000m3／年
搬出間伐面積
2,160ha/年
主伐面積 50ha/年
木材生産性
3.5m3/人･日

環境を重視した森林
28，000ha

伐捨間伐により
針広混交林へ誘導

天然林等
130，000ha

チップとして活用
しいたけ原木として活用
3.8万m3／年

・計画的な路網整備、高性能林業機械の活用促進等により、作業効率を向上させ、事業量を拡大し、木材の生産量を増大。

・木材の生産量を増大することで、事業体の経営改善と林業専業作業員の所得向上を促し、林業専業作業員の雇用を拡大。

・環境を重視した森林は、新たな森林経営管理制度を活用。

・天然林等は、現状維持。

民有林面積 218，000ha

林業専業作業員数と平均年収 420人 520万円

人工林
88，000ha

循環利用する森林
60，000ha

木材生産量
260,000m3／年
搬出間伐面積
2,900ha/年
主伐面積 200ha/年
木材生産性
5.7m3/人･日

環境を重視した森林
28，000ha

伐捨間伐により
針広混交林へ誘導

天然林等
130，000ha

チップとして活用
しいたけ原木として活用
4.0万m3／年

令和５年度予算　事業別一覧表

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他	一般財源
（款）農林水産業費	8,869,138	3,303,216	2,993,100	999,597	1,573,225
（項）林業費	8,869,138	3,303,216	2,993,100	999,597	1,573,225
（目）林業総務費	645,007	4,735			640,272
職員給与費	645,007	4,735			640,272
（目）林業振興費	1,826,339	320,535	16,700	703,537	785,567
森林環境保全事業費	586,636			196,636	390,000
ながさき森林環境保全事業	196,558			196,558	
ながさき森林環境基金積立金	390,078			78	390,000
森林計画樹立費	9,913	2,457			7,456
森林整備地域活動支援事業費	313,082	312,200		420	462
森林整備地域活動支援交付金	870			408	462
林業成長産業化総合対策事業費	312,200	312,200			
森林整備地域活動支援基金	12			12	
森林組合振興対策費	330,113			330,000	113
林業普及推進費	3,996	1,185			2,811
林産物生産流通振興対策費	44,617			44,538	79
木材産業等高度化推進資金	37,579			37,500	79
ながさ木ウッドチェンジ事業	7,038			7,038	
林業公社助成費	221,032				221,032
県民の森整備管理費	86,915		16,700	60	70,155
林業改善資金特別会計繰出金	745				745

令和５年度予算　事業別一覧表

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他	一般財源
保安林等整備管理費	9,279	2,467			6,812
保安林整備管理費（委託）	1,832	1,832			
保安林整備管理費（補助）	6,634	635			5,999
保安林損失補償金					
ふるさと緑の生活環境基盤整備事業費	534				534
林地開発許可制度実施費	279				279
森林病害虫等防除費	25,577	1,626			23,951
緑化推進費	1,401				1,401
ながさき森林づくり担い手対策事業費	47,479	500		46,979	
森林・山村多面的機能発揮対策事業費	6,143	100		6,043	
森林のめぐみ効果拡大事業費	1,227			677	550
長崎スマート林業推進事業費	8,690			8,690	
森林環境譲与税事業費	129,494			69,494	60,000
森林環境譲与税事業費	69,482			69,482	
長崎県森林環境譲与税基金積立金	60,012			12	60,000
（目）造林費	1,179,374	569,836	221,700	275,303	112,535
森林環境保全整備事業費（公共）	1,068,877	569,836	221,700	274,473	2,868
育成林整備造林事業費	455,014	262,900	189,300		2,814
環境林整備造林事業費	21,364	14,724	6,600		40
花粉発生源対策促進事業費	91,734	65,920	25,800		14
ながさき森林環境保全事業費	500,765	226,292		274,473	
分収林整備促進事業費	1,509				1,509
優良種苗確保費	4,156			830	3,326
採種源整備費	4,156			830	3,326
県営林特別会計繰出金	104,832				104,832

令和５年度予算　事業別一覧表

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他	一般財源
（目）林道費	107,109	81,745	15,100	2,407	7,857
森林環境保全整備事業費（公共）	70,500	54,850	10,500		5,150
育成林整備林道事業費（県営）					
育成林整備林道事業費（補助営）	70,500	54,850	10,500		5,150
森林居住環境整備事業費（公共）					
道整備交付金事業費（公共）	26,050	20,235	4,600		1,215
林道点検診断・保全整備事業費（公共）	8,152	6,660			1,492
林道点検診断・保全整備事業費（補助営）	8,152	6,660			1,492
森林づくり林道網整備事業費	2,407			2,407	
（目）治山費	5,111,309	2,326,365	2,739,600	18,350	26,994
山地治山費（公共）	3,311,150	1,652,750	1,647,400		11,000
復旧治山費	1,184,900	604,400	569,500		11,000
予防治山費	2,126,250	1,048,350	1,077,900		
共生保安林整備費（公共）	97,650	46,500	45,200	5,950	
保安林整備費（公共）	7,665	2,433	5,200		32
地すべり防止費（公共）	430,500	205,000	225,500		
緊急治山費（公共）	640,000	406,349	233,600		51
災害関連緊急治山費	555,000	352,381	202,600		19
災害関連緊急地すべり防止費	85,000	53,968	31,000		32
林地崩壊防止費（公共）	20,000	13,333	6,600		67
荒廃山地総合対策事業費	15,682				15,682
防災の森林づくり事業費	2,400			2,400	
自然災害防止費	586,262		576,100	10,000	162
県営自然災害防止事業	570,262		560,100	10,000	162
補助営自然災害防止事業	16,000		16,000		

令和５年度予算　事業別一覧表

（単位：千円）

事業名	予算額	財源内訳			
		国庫支出金	県債	その他	一般財源
(款) 災害復旧費	910,818	871,246	38,500		1,072
(項) 農林水産施設災害復旧費	748,818	747,818			1,000
(目) 林業施設災害復旧費	748,818	747,818			1,000
林業施設災害復旧費	748,818	747,818			1,000
４年災害復旧費（過年災）	93,818	93,818			
５年災害復旧費（現年災）	655,000	654,000			1,000
(項) 公共土木施設災害復旧費	162,000	123,428	38,500		72
(目) 林地荒廃防止施設災害復旧費	162,000	123,428	38,500		72
林地荒廃防止施設災害復旧費（現年災）	162,000	123,428	38,500		72
一般会計　合計	9,779,956	4,174,462	3,031,600	999,597	1,574,297
公共事業計（単独事務費除く）	5,663,944	2,977,946	2,400,300	280,423	5,275
造林公共	1,066,077	569,836	221,700	274,473	68
林道公共	101,902	81,745	15,100		5,057
治山公共	4,495,965	2,326,365	2,163,500	5,950	150
林業改善資金特別会計	98,748			98,748	
林業改善資金貸付金	98,000			98,000	
管理指導費	748			748	
県営林特別会計	279,333	34,512	25,000	219,821	
県営林事業費	123,262	34,512	25,000	63,750	
元　金	124,580			124,580	
利　子	31,491			31,491	
特別会計　合計	378,081	34,512	25,000	318,569	
合計（一般会計＋特別会計）	10,158,037	4,208,974	3,056,600	1,318,166	1,574,297

一　般　会　計

事業名	森林環境保全事業費	事項名	ながさき森林環境保全事業
根拠法令	ながさき森林環境保全事業実施要綱 長崎県造林事業補助金実施要綱　　ながさき森林づくり担い手対策事業補助金実施要綱		
事業概要	木材価格の低迷や山村地域の過疎化、高齢化などの社会経済情勢の大きな変化により、木材生産等を目的とした森林所有者の負担に基づく森林整備施策だけでは森林の公益的な機能の維持が困難になってきていることから、すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養、その他の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみ、県民が広く薄く負担するという考えのもと、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識の醸成を図るため、森林環境税を活用し、「環境重視と県民参加」による森林整備を推進する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	196,558			196,558		「その他」は、繰入金
	4	242,516			241,970	546	「その他」は、繰入金

事業計画	事業期間	平成19年度～令和8年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	1．人集う里山づくり事業 （環境保全林緊急整備事業）		県 市町(調査等)		10 / 10 10 / 10	
	2．ふるさとの森林づくり事業		市町		※1	
	3．ながさ木・なごみの街づくり事業		知事が適当と認めるもの		※2	
	4．ながさき県民参加の森林づくり事業		知事が適当と認めるもの		※3	
	5．ながさき森林環境基金管理運営委員会及び広報等		県			
	※1. ふるさとの森林づくり事業実施要領第２条に記載のとおり。 ※2. ながさ木・なごみの街づくり事業実施要領第３条に記載のとおり。 ※3. ながさき県民参加の森林づくり事業実施要領第５に記載のとおり。					

〈事業内容〉

１．人集う里山づくり事業（環境保全林緊急整備事業）

個人・市町所有の荒廃した森林（人工林、天然林、竹林など）を対象として、公益的な機能が高い森林へ誘導するために必要な事前調査費等の支援及び森林整備を実施する。

２．ふるさとの森林づくり事業

ながさき森林環境税の趣旨に即した地域の独自性と創意工夫による多様な取組みを支援し、地域の森林づくりや県産材の利用等を支援する。

①地域林整備
②公共施設の木造・木質化
③森林のめぐみ普及・啓発
④危険木伐採
⑤森林公園整備
⑥その他
⑦しまの間伐促進（間接補助）

３．ながさ木・なごみの街づくり事業

ながさき森林環境税の趣旨に即した県産木材の利用を促進するために、民間の「ウッドチェンジスペース」及び「教育・保育スペース」において、木質化及び木製品を県産木材で整備する取組並びに県産木材を活用した木製品等の開発について支援する。

①木質化
②木製品の導入
③木製品等の開発

４．ながさき県民参加の森林づくり事業

県民が森林の公益的機能により多くの恩恵を受けていることから、一人ひとりが森林の価値や森林づくりの重要性について理解と関心を高め、県民共有の財産である森林を社会全体で支えていく森林づくりを支援する。

５．ながさき森林環境基金管理運営委員会及び広報等

ながさき森林環境基金管理運営委員会の運営、ながさき森林環境税の周知・ＰＲなどを行う。

○令和５年度計画

事業名	年度予算（千円）
人集う里山づくり事業	126,947
ふるさとの森林づくり	21,871
ながさ木・なごみの街づくり	10,000
ながさき県民参加の森林づくり	7,350
ながさき森林環境基金管理運営委員会及び広報等	30,390
計	196,558

事業名	森林環境保全事業費	事項名	ながさき森林環境基金積立金
根拠法令	ながさき森林環境基金条例		
事業概要	すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養、その他の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性に鑑み、森林環境の保全及び森林をすべての県民で守り育てる意識づくりを図る施策に要する費用に充てるため、「ながさき森林環境基金」を設置する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	390,078			78	390,000	「その他」は、財産収入
	4	390,078			78	390,000	「その他」は、財産収入

事業計画	事業期間	平成19年度～令和8年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	ながさき森林環境基金の造成		県		10/10	

〈事業内容・事業実績〉

①ながさき森林環境税を基金に積み立てる。
②基金を適切に運用する。
③ながさき森林環境保全事業にかかる必要額を基金から拠出する。

森林計画制度の体系

政府

・森林・林業基本計画
森林・林業施策の基本的な方針
森林の多面的機能発揮に関する目標及び林産物供給と利用に関する目標
森林・林業に関し政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

（森林・林業施策の総合的かつ計画的な推進）　（森林・林業基本法第11条）

（令和３年６月15日　閣議決定）

＊ 施策の具体的な展開方法や森林資源の整備と林産物の供給・利用に関する目標を明らかにするものであり、森林計画制度の最上位に位置するもの

農林水産大臣

全国森林計画　（５年ごと15ヶ年計画）
［林政審議会の答申］

（国の森林関連施策の方向）
（地域森林計画等の規範）
（森林法第４条）

森林整備保全事業計画
（５年ごと５ヶ年計画）

（森林整備事業計画と治山事業計画を統合した新たな公共事業計画を策定）
（森林法第４条）

農林水産大臣

（平成30年10月16日閣議決定：平成31～令和16年度）　（令和元年5月28日　閣議決定）

＊ 上記閣議決定に即し、具体的な造林面積等の計画量や森林施業の基準等を定める15年間の計画であり、「地域森林計画」等を通じ、関連施策や個別施業の指針となるもの

＊＊ 全国森林計画において、長崎県は広域流域名「本明川」として示されている

知事

地域森林計画　（５年ごと10ヶ年計画）
［都道府県森林審議会の答申］

（県の森林関連施策の方向）
（伐採、造林、林道、保安林の整備目標等）
（森林法第５条）

→連　携←

地域別の森林計画（国有林）
（５年ごと10ヶ年計画）

（伐採、造林、林道、保安林の整備目標等）
（森林法第７条の２）

森林管理局長

＊長崎県は「長崎北部」、「長崎南部」、「五島壱岐」、「対馬」の4森林計画区について地域森林計画を作成する

[地域森林計画の計画事項]
①対象森林区域
②森林の整備及び保全に関する基本的事項
③伐採立木材積、立木竹の伐採に関する事項
④造林面積、造林に関する事項
⑤間伐立木材積、間伐・保育に関する事項
⑥公益的機能別施業森林の整備に関する事項
⑦林道の整備計画、搬出に関する事項
⑧森林施業の合理化に関する事項
⑨森林の土地の保全に関する事項
⑩保安林の整備、保安施設に関する事項
⑪特定保安林の整備に関する事項
⑫森林の保護に関する事項
⑬保健機能森林の区域の基準、整備に関する事項
⑭その他必要な事項

市町村長

市町村森林整備計画　（５年ごと10ヶ年計画）

（市町村が講ずる森林施策の方向）
（森林所有者が行う伐採、造林の指針等）　（森林法第10条の５）

[市町村森林整備計画の計画事項]
①伐採、造林、保育等の整備に関する基本的事項
②立木の標準伐期齢、伐採の方法等に関する事項
③造林樹種、造林の方法等に関する事項
④間伐実施の林齢、間伐・保育の方法、その他間伐・保育の基準
⑤公益的機能別施業森林区域の設定・同区域内の施業の方法に関する事項
⑥委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
⑦森林施業の共同化の促進に関する事項
⑧作業路網等の整備に関する事項
⑨鳥獣害の防止、森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
⑩林業従事者の養成・確保、林業機械の導入、林産物利用施設の整備、その他必要な事項

**森林所有者
または
森林所有者から
森林の経営の
委託を受けた者**

森林経営計画　（５ヶ年計画）

（所有者等がその所有する森林について自発的に作成する具体的な伐採・造林等の実施に関する５年間の計画）
（森林法第11条）

＊森林経営計画については、税制、金融、補助の特例が措置

事業名	森林計画樹立費	事項名	森林計画編成費
根拠法令	森林法		
事業概要	国が策定した全国森林計画の基本方針に即し、森林法第５条の規定に基づき、民有林について、地域の特性を活かし、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため計画区を定めて森林の実態を調査し、立木の伐採、造林、林道開設、治山事業等、林業の基本となる事項について10か年計画を樹立する。また、計画を長崎県森林審議会に諮問する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	9,913	2,457			7,456	
	4	9,997	2,457			7,540	

事業計画	事業期間	事業主体	負担区分		
			国	県	その他
	①地域森林計画の樹立及び変更	県		10/10	
	②林分調査	県		10/10	
	③長崎県森林審議会の開催	県		10/10	
	④市町村森林所有者情報整備事業	市町	1/2		1/2
	⑤森林情報解析データ等整備	県	1/2	1/2	

〈事業内容〉

１．地域森林計画の樹立及び変更

(1) 地域森林計画の樹立：令和５年度の樹立する計画区はない。

(2) 地域森林計画の変更：森林法第5条第5項の規定に基づき、長崎北部、長崎南部、五島壱岐及び対馬の４計画区の計画を変更する。

２．林分調査

(1) 情報収集：森林所有者情報、地籍異動等の各種情報の把握

(2) 現地調査：立木の伐採、造林、林地開発等の各種調査

(3) 森林情報解析：衛星画像データ等の解析による林地異動の把握

３．森林計画図簿の修正

林分調査の結果に基づき、森林地理情報システム（GIS）で森林簿マスターを修正するとともに、対応する森林計画図も同時に修正する。また、地域森林計画樹立及び変更の基礎資料として更新した森林簿マスターから各種森林資源表等を出力する。

４．長崎県森林審議会の開催

審議会委員　15名

〈事業実績〉

平成31（令和元）年度実績

１．地域森林計画の樹立及び変更

(1) 地域森林計画の樹立：対馬地域森林計画を樹立

(2) 地域森林計画の変更：長崎北部、長崎南部及び五島壱岐の地域森林計画を変更

２．森林計画図簿の修正

全計画区において修正入力

３．長崎県森林審議会の開催
　　第１回開催（平成31年４月25日）
　　第２回開催（令和元年12月17日）
４．市町村森林所有者情報整備事業
　　・システム整備費　　96千円

令和２年度実績
１．地域森林計画の樹立及び変更
（1）地域森林計画の樹立：長崎南部森林計画を樹立
（2）地域森林計画の変更：長崎北部及び五島壱岐の地域森林計画を変更
２．森林計画図簿の修正
　　全計画区において修正入力
３．長崎県森林審議会の開催
　　第１回開催（令和２年12月16日）
４．市町村森林所有者情報整備事業
　　実績なし

令和３年度実績
１．地域森林計画の樹立及び変更
（1）地域森林計画の樹立：五島壱岐森林計画を樹立
（2）地域森林計画の変更：長崎北部、長崎南部及び対馬の地域森林計画を変更
２．森林計画図簿の修正
　　全計画区において修正入力
３．長崎県森林審議会の開催
　　第１回開催（令和３年４月27日）
　　第２回開催（令和３年12月８日）
４．市町村森林所有者情報整備事業
　　実績なし

令和４年度実績
１．地域森林計画の樹立及び変更
（1）地域森林計画の樹立：長崎北部森林計画を樹立
（2）地域森林計画の変更：長崎南部、五島壱岐及び対馬の地域森林計画を変更
２．森林計画図簿の修正
　　全計画区において修正入力
３．長崎県森林審議会の開催
　　第１回開催（令和４年11月15日）
４．市町村森林所有者情報整備事業
　　実績なし

事業名	森林整備地域活動支援事業費	事項名	森林整備地域活動支援交付金
根拠法令	森林・林業基本法		
事業概要	森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう、森林経営計画による計画的かつ適切な森林整備の推進を図るため「森林経営計画作成促進」、森林施業の実施の前提となる境界の明確化を行う「森林境界の明確化」、森林所有者の探索・確認を行う「森林所有者の探索」及び森林経営計画の作成や森林境界の明確化に必要となる既存路網の簡易な改良を行う「森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備」の地域における活動を確保するための交付金を、地域活動の実施協定を締結した森林所有者等に交付する市町に対して交付する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	870			408	462	「その他」は、繰入金
	4	1,800			1,060	740	「その他」は、繰入金

事業計画	事業期間	平成24年度～	事業主体	負担区分 国	県	市町
	①地域活動に対する支援					
	ｱ. 森林経営計画作成促進		協定に基づく地域活動実施者・市町	1/2	1/4	1/4
	ｲ. 森林境界の明確化		〃	1/2	1/4	1/4
	ｳ. 森林所有者の探索		〃	1/2	1/4	1/4
	ｴ. 森林経営計画・森林境界の明確化に向けた条件整備		〃	1/2	1/4	1/4
	②推進事務					
	ｱ. 県		県	10/10		
	ｲ. 市町		市町	10/10		

〈事業内容〉

1．地域活動に対する支援　　令和5年度計画

・支援対象面積：ｱ. 森林経営計画作成促進　100ha　ｲ. 森林境界の明確化　0ha
ｳ. 森林所有者の探索　0ha　ｴ. 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備　0ha

・交付金単価：下記単価を上限とする実行経費に基づく定額
（1ha当たり）

ｱ. 森林経営計画作成促進
- 共同計画等　8,000円
- 経営委託　38,000円
- 間伐促進　30,000円
- 不在村森林所有者に対する合意形成活動(加算)　14,000円

ｲ. 森林境界の明確化
- 森林境界の測量　45,000円
- 精度向上加算　10,000円
- リモセン加算　17,000円
- 不在村森林所有者の現地立会(加算)　13,000円
- 森林境界案の作成　40,000円

ｳ. 森林所有者の探索　5,000円

ｴ. 森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備　40,000円

2．推進事務　①都道府県推進事業……市町説明会の開催、審査、その他事業の実施に必要な事項を行う。
②市町推進事業……推進、確認、交付の各事務等を行う。

○森林整備地域活動支援交付金の計画と実績　（単位：ha、円）

年度			元年度実績	2年度実績	3年度実績	4年度実績（見込み）	5年度予算
地域活動交付対象面積（ha）	計画	森林経営計画作成促進	544	719	250	260	100
		森林境界の明確化	0	0	0	0	0
		森林所有者の探索					0
		作業路網の改良活動	0	0	0	0	0
地域活動事業費（円）			6,154,560	6,015,474	2,600,000	2,080,000	800,000
	内訳	基金拠出	3,077,280	3,084,434	1,300,000	1,040,000	400,000
		県費	1,538,640	1,465,520	650,000	520,000	200,000
		市町村費	1,538,640	1,465,520	650,000	520,000	200,000
推進事務事業費（円）	県	事業費	277,000	274,000	210,000	224,000	270,000
	市町	事業費	46,000	46,000	16,000	16,000	0

＜参考事項＞

1　森林整備地域活動支援交付金の交付対象森林と対象活動

事業区分		対象森林	積算基礎森林	対象活動
森林経営計画作成促進	共同計画等の合意形成	経営計画促進のうち、森林経営委託型以外の森林。	森林経営計画を策定することについて書面により森林所有者の合意が得られた育成林の面積。	森林経営計画作成に必要な、森林情報の収集・整理、説明会や戸別訪問を通じた計画参画への合意取り付けなどの活動。
	森林経営委託型施業実施合意形成	森林経営計画が作成されていない森林又は森林経営計画の計画期間が終了した森林若しくは計画期間の終了が見込まれる森林。	森林経営計画の策定と計画期間内の間伐実施について書面により森林所有者の合意が得られた育成林の面積。	「共同計画等の合意形成」の対象活動に加え、間伐についての合意までに必要な活動。
	間伐促進	森林経営計画の計画期間内において、間伐を実施しようとする森林。	森林経営計画期間内に間伐の実施について書面により森林所有者の合意が得られた育成林の面積。	間伐の実施についての合意までに必要な活動。
森林境界の明確化		地域森林計画の対象とする森林のうち、境界が明瞭でない森林。	森林境界の明確化について書面により森林所有者の合意が得られた森林の面積。	市町長との協定に基づき行う森林境界の測量。
森林所有者の探索		「森林経営計画作成促進」及び「森林境界の明確化」の活動等を実施した結果、森林所有者が不明な森林。	対象活動が実施された森林の面積。	戸籍、住民票等の資料を収集して行う、所有者の探索・確認。
森林経営計画作成・森林境界の明確化に向けた条件整備（作業路網の改良活動）		・市町長と「森林経営計画作成促進」の協定を締結した森林。 ・市町長と「森林境界の明確化」の協定を締結した森林。	「森林経営計画作成促進」、「森林境界の明確化」の協定を締結した森林のうち、それぞれの交付金の積算基礎森林とした森林面積。	対象森林内に存する作業路網及び対象森林に到達するまでの作業路網の簡易な改良。（既設の作業道等の崩壊箇所及び崩壊の原因となっている箇所について、路盤補強、簡易な側溝の作設、土留等の工法により改良し、丈夫で簡易な作業路網への転換を図る。）

事業名	森林整備地域活動支援事業費	事項名	林業成長産業化総合対策事業費
根拠法令	森林・林業基本法 長崎県林業・木材産業成長産業化促進対策事業費補助金実施要領		
事業概要	本格的な利用期を迎えた人工林を循環利用し、林業の成長産業化を図るため、意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、川上から川下までの連携によるコストの一体的な削減を図るべく、木材の安定供給のための条件整備や木材利用の拡大・促進、木材産業の体制の整備などを実施する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	312,200	312,200				
	4	465,477	465,477				

事業計画	事業期間	平成30年度～令和5年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	意欲と能力のある林業経営体に森林の経営・管理を集積・集約化し、川上から川下までの連携によるコストの一体的な削減を図るべく必要な支援を行う。		県及び地域協議会の構成員	以下のとおり		

林業・木材産業生産基盤強化対策（森林整備・林業等振興整備交付金）

番号	メニュー	補助率等	備考
1	間伐材生産	定額	
2	路網整備･機能強化対策	定額	
3	高性能林業機械等の整備	定額･1/2以内	
4	木材加工流通施設等の整備	定額･1/2以内	
5	木質バイオマス利用促進施設の整備	定額･1/2以内	
6	特用林産振興施設等の整備	定額･1/2以内	
7	木造公共建築物等の整備	定額･15%以内	特にモデル性の高いものは1/2以内

林業・木材産業生産基盤強化対策（森林整備・林業等振興推進交付金）

番号	メ　ニ　ュ　ー	補 助 率 等	備　　考
1	森林資源保全対策	定額(1/2 以内)	
2	林業の多様な担い手の育成	定額(1/2 以内)	
3	林業経営体育成対策	定額(1/2 以内)	

令和４年度　実績　　単位：千円

メニュー	数量		金額	備考
間伐材生産	54	ha	20,000	(R5 年へ一部繰越)
路網整備（森林作業道）	10,500	m	21,000	(R5 年へ一部繰越)
マーケティング力ある林業担い手の育成	1	式	3,500	
コンテナ苗生産基盤施設等の整備	1	式	4,000	
木材加工流通施設等の整備	1	式	178,000	(R5 年へ繰越)
合　　計			226,500	

令和５年度　計画　　単位：千円

メニュー	数量		予算額	備考
間伐材生産	120	ha	60,000	
資源高度利用型施業	120	ha	120,000	
路網整備（森林作業道）	17,850	m	35,000	
高性能林業機械	1	台	12,950	
林業の多様な担い手の育成	1	式	3,500	
木材加工流通施設等の整備	1	式	80,750	
合　　計			312,200	

事業名	森林整備地域活動支援事業費	事項名	森林整備地域活動支援基金
根拠法令	森林・林業基本法		
事業概要	適切な森林整備がなされるよう、森林所有者等による森林施業の実施に不可欠な現地調査、その他の地域における地域活動を確保するための支援を行い、森林の有する多面的な機能の発揮を図ることを目的として「長崎県森林整備地域活動支援基金」を設置する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	12			12		「その他」は、財産収入
	4	12			12		「その他」は、財産収入

事業計画	事業期間	平成24年度～	事業主体	負担区分 国	県	地元
	長崎県森林整備地域活動支援基金の造成		県	10/10		

〈事業内容・事業実績〉

①国からの交付金を基金に積み立てる。

②基金を適切に運用する。

③森林整備地域活動支援交付金として必要額を基金より拠出する。

<参考事項>

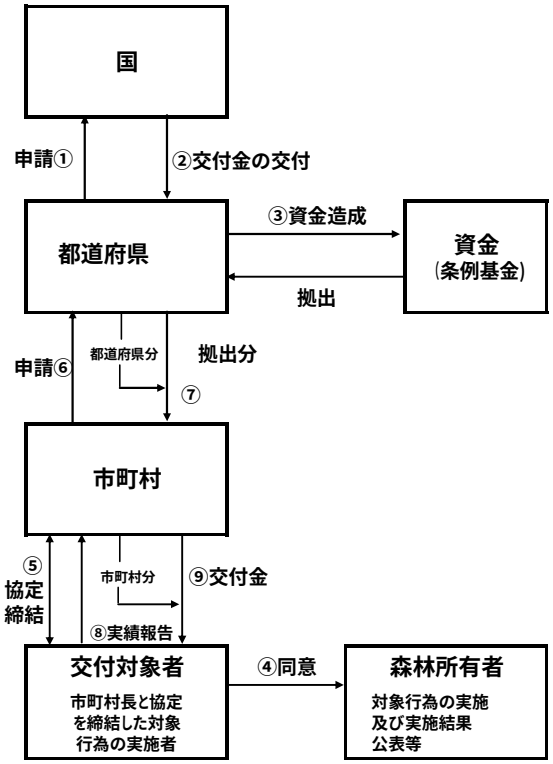

① 都道府県は積算基礎森林の賦存量等を勘案して国に交付金を申請

② 国は都道府県に交付金を交付

③ 都道府県は国からの交付金を収入とする資金（条例基金）を造成

④ 交付対象者は、対象行為の実施及び実施結果の公表について、書面にて森林所有者の同意を得る

⑤ 市町村は、対象行為の実施者（以下「交付対象者」）と協定を締結

⑥ 市町村は、交付対象者への交付金の交付に必要な額を都道府県に申請

⑦ 都道府県は、市町村からの交付申請に基づき、資金からの拠出額と都道府県分とをあわせて市町村に交付金を交付

⑧ 交付対象者は、年度内に実施した協定に基づく対象行為の実施状況を市町村に報告する

⑨ 市町村は、交付対象者からの対象行為の実施状況の報告を受け、対象行為が完了したと認める場合は、都道府県から交付を受けた交付金に市町村分をあわせた金額を交付対象者に交付

事業名	森林整備地域活動支援事業費	事項名	合板・製材生産性強化対策事業費
根拠法令	森林・林業基本法 長崎県合板・製材生産性強化対策事業実施要綱		
事業概要	「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」に基づく合板・製材・集成材等の木材製品の国際競争力の強化に向けた対策として、生産性向上等体質強化を図るための製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に実施する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	115,919	115,919				国 R4 補正予算
	4	148,353	148,353				国 R3 補正予算

事業計画	事業期間	令和５年度（R4 繰越）	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	製材工場等の整備と原木を安定的に供給するための間伐材の生産及び路網整備等を一体的に支援する。		県、市町、森林組合等民間事業体	以下のとおり		

〈事業内容〉

番号	メニュー	補助率等	備考
1	間伐	定額	搬出間伐
2	林内路網の整備	定額	林業専用道と森林作業道の整備
3	高性能林業機械の導入	1/2 以内	

令和５年度　計画（県営林特別会計を含む）　　単位：千円

メニュー	数量		予算額	備考
間伐	216	ha	64,000	県内一円
林内路網整備（森林作業道）	10,453	m	38,000	県内一円
（森林作業道）	32,322	m	59,950	県内一円
高性能林業機械	1	台	13,919	プロセッサ
合計			115,919	

事業名	森林組合振興対策費	事 項 名	森林組合育成指導費
根拠法令	森林組合法、森林組合等事業資金貸付要綱		
事業概要	長崎県森林組合連合会、森林組合の林業経営の振興を図るため、長崎県森林組合連合会に対し一般事業資金の貸付けを実施する。併せて、広域合併組合及び経営再建組合については、支援措置として貸付利率の軽減策を講じる。 また、森林組合の指導並びに林業関係公益法人の指導及び検査を実施し、業務の適正化を図る。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	330,113			330,000	113	「その他」は、諸収入
	4	330,113			330,000	113	「その他」は、諸収入

事業計画	事業期間	昭和47年度～	事業主体	負担区分 国	県	その他
	①森林組合事業資金貸付金		県森連		10/10	
	②森林組合連合会事業資金貸付金		県森連		10/10	
	③事務費（森林組合指導、公益法人検査・指導）		県		10/10	

〈事業内容〉

区分	事業内容	事業費	予算額
森林組合 事業資金 貸付金	貸付先　県森連（森林組合へ転貸） 貸付期間　単年度 貸付利率　0.40% （合併組合0.60%以下、その他0.90%以下） 〃　無利子（経営再建組合）	千円 300,000 うち無利子資金 ：0	千円 300,000
森林組合連合会 事業資金貸付金	貸付先　県森連 貸付期間　単年度 貸付利率　0.90%	千円 30,000	千円 30,000
事務費	森林組合指導、森林組合育成強化 公益法人検査指導、検査担当職員研修　等の経費 （※森林組合検査についてはH21から事務移管）	千円 113	千円 113

〈事業実績〉

○森林組合事業資金推移

区分＼年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	R2	R3	R4
利率（%）	1.5	1.3	0.8	0.55	0.55	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4
貸付額（百万円）	210	210	260	290	290	290	290	300	300	300	300	300	300	275	300
うち無利子				12月～27	27	27	27	27	～12月27						

○森林組合事業資金の流れ（貸付期間１年）

県 →（0.40%）→ 県森連 →（0.60%以下）→ （合併）森林組合

県 →（0.40%）→ 県森連 →（0.90%以下）→ （未合併）森林組合

県 →（無利子）→ 県森連 →（無利子）→ （経営再建）森林組合

事業名	林業普及推進費	事項名	林業普及指導費
根拠法令	森林法 林業普及指導事業実施要領		
事業概要	森林法（昭和２６年法律第２４９号）第１８７条第１項に規定する林業普及指導員を適正に配置し、林業普及指導員が森林所有者等に対し林業に関する技術及び知識を普及するとともに、森林施業に関する指導等を行い、林業技術の改善、林業経営の合理化、森林の整備等を促進、林業普及協力員との連携をもって森林の有する多面的機能の発揮及び林業の持続的かつ健全な発展に資するものとする。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	3,996	1,185			2,811	
	4	3,996	1,185			2,811	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	①林業普及指導事業 ②林業普及啓発		県	1/2	1/2 10/10	

〈事業内容〉

《林業普及指導事業》 《2,370 千円》

1. 巡回指導（個別指導及び集団指導） 260 千円
2. 地区運営（指導区の運営経費） 156 千円
3. 林業普及指導員研修 1,519 千円
   （中央研修、シンポジウムの参加）
4. 林業普及情報活動システム化 391 千円
   （林業経営、林業技術等に関する情報収集・調査）
5. 民国連携会議の実施 44 千円

《林業普及啓発》 《1,626 千円》

6. 林業普及業務技術調査及び技術研修 852 千円
   林業普及活動ＰＲ・広報関係（広報誌の配布）等
7. 林業普及指導協力員活用 268 千円
8. 各大会経費 436 千円
9. マニュアルデータ整備・ブロックシンポジウム 53 千円
10. 林業普及推進 17 千円

林業普及指導員の配置

普及指導区	包括区域	所管行政庁	人数
	県下一円（林業革新支援専門員（林業普及指導員））	林政課	２（２）
長崎	長崎市・西彼杵郡・西海市・諫早市・大村市・東彼杵郡	県央振興局	３（２）
	島原市・雲仙市・南島原市	島原振興局	１（１）
県北	佐世保市・平戸市・松浦市・北松浦郡	県北振興局	３（２）
五島	五島市・新上五島町	五島振興局	２（２）
対馬	対馬市	対馬振興局	３（２）
壱岐	壱岐市	壱岐振興局	
計			14（11）

※人数は林業普及指導実施方針書に示す配置人数。（　）書きは令和５年度配置人数。

事業名	林産物生産流通振興対策費	事項名	木材産業等高度化推進資金
根拠法令	林業経営基盤の強化等のための資金の融通に関する暫定措置法 長崎県木材産業等高度化推進資金貸付要綱		
事業概要	木材の生産及び流通の合理化を促進し木材供給の円滑化を図るため、県内の木材の生産又は流通を担う事業者に対し、事業の合理化を推進するために必要な資金を低利で融資し、もって木材関連産業の健全な発展に資する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	37,579			37,500	79	「その他」は、諸収入
	4	37,579			37,500	79	「その他」は、諸収入

事業計画	事業期間	昭和54年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	木材産業等高度化推進資金		県		10/10	

〈事業内容〉

○ 貸付枠（令和５年度予算）

・指定金融機関からの貸付枠（４倍協調）　100,000　千円

・指定金融機関への預託　25,000　千円

○ 指定金融機関

農林中央金庫福岡支店、㈱十八親和銀行

○ 貸付計画

種類	計画	貸付金利(保証付き)	貸付対象者	貸付限度額
素材生産等促進資金	100,000	短期 1.6% (1.2%)	合理化計画の認定を受けた下記の者 ・森林組合、中小企業等の組合及びこれらの連合会 ・数人共同の事業体等	１億円以内
計	100,000			

○ 制度の仕組み

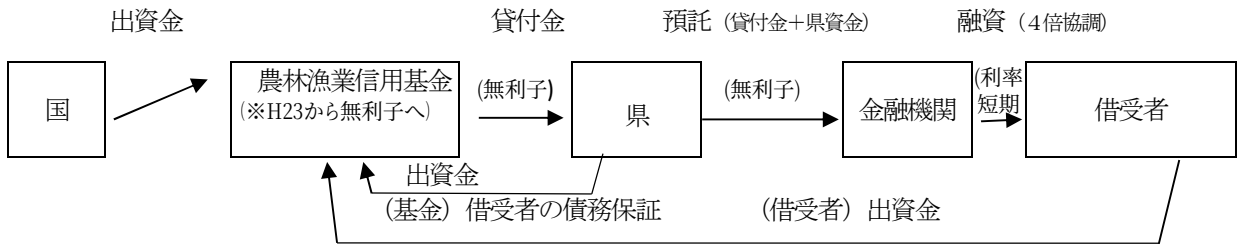

※農林漁業信用基金の債務保証は、借受者出資額の４５倍まで可能

○ 農林漁業信用基金調査受託事業

信用基金の出資者及び被出資者に関する実態調査並びに協議会の開催について受託。

(融資実績　3月末時点)　(千円)

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
100,000	90,000	93,000	39,500	33,500	32,500	31,500	30,500	29,500	29,000	35,200

事業名	林産物生産流通振興対策費	事項名	ながさ木ウッドチェンジ事業
根拠法令			
事業概要	県産材の需要拡大及び流通拡大を図るため、木造・木質化に取組む建築士等の育成や木造・木質化アドバイザーによる非住宅等建築物の木材利用の推進、県産材サプライチェーンの構築、県産材ＰＲ等を実施する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	7,038			7,038		「その他」は、繰入金
	4	11,983			11,983		

事業計画	事業期間	令和２年度～令和６年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	これまで県産材が利用されてこなかった非住宅等への木材需要の拡大及び県産材ＳＣの構築。		県			

〈事業内容〉

１．非住宅等建築物における木造化・木質化の促進

○施主等を対象としたセミナーを開催する。

○R4 年度に作成した手引書を活用して講習会を開催し、県内の建築士を長崎県木造・木質化アドバイザーの候補として養成するため、講習会を開催する。

○建築計画がある施主等に対して、長崎県木造・木質化アドバイザー派遣によるサポートやアドバイスを実施する。

○県民に広く木材利用の意義や効果を普及するために、県民の森のイベントで普及啓発活用を行う。

２．県産材流通

○九州・長崎ＩＲ計画を見据えた県産ヒノキ合板の供給体制の調査を行う。

○県産木材（丸太、製品）の安定した輸出を行うために国内の輸出関係機関の調査を行う。

事業名	林業公社助成費	事項名	林業公社助成費
根拠法令	長崎県林業開発促進資金貸付条例 長崎県森林整備法人利子助成金実施要綱		
事業概要	長崎県林業公社に対し、山林経営事業の運営のために必要な資金の貸付等を行い、その事業の円滑な運営と育成助長を図り、県内の林業開発を促進する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	221,032				221,032	
	4	234,497				234,497	

事業計画	事業期間	昭和34年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 長崎県林業開発促進資金貸付 (173,075千円) ② 長崎県森林整備法人利子助成金交付(47,711千円) ③ 森林整備法人全国協議会分担金負担(10千円)		林業公社 林業公社 全国協議会		10/10 10/10 10/10	

〈事業内容〉

１．長崎県林業開発促進資金貸付（Ｓ３４年度開始）

林業公社に対し、山林経営事業の運営のための必要な資金の貸付を行い、その事業の円滑な運営と育成助長を図り、県内の林業開発を促進する。

・貸付額 ＝ 総事業費 － 収入(経営収入＋造林補助金＋公庫借入金) － 市町貸付金 － 県利子助成金

・貸付条件 ： 無利子(H12 年度から無利子化) 、60 年一括償還(H16 年度に 40 年償還を延長措置)

・特別交付税措置 ： 50%（利子助成分を含め、上限 5 億円）

２．長崎県森林整備法人利子助成金交付（Ｈ１８年度開始）

分収林の長伐期・複層林施業を推進するため、林業公社が日本政策金融公庫に支払う利息に対する助成を行う。

・利子助成額 ＝ 公庫資金支払利息 × 長伐期施業率

・特別交付税措置 ： 50%以内（無利子貸付に係る利息相当分を含め、上限 5 億円）

３．森林整備法人全国協議会 (S52.7.2林業(造林)公社関係府県協議会、S61.7.30森林整備法人関係府県協議会、H1.8.31現名称)

林業公社関係都府県が、林業公社の長期的発展と円滑な事業の推進を図るため、情報を交換し研究討議し、国等に要請を行い、融資条件緩和措置の実現及び特別法の制定や改正を図る。

・活動経費 ： 構成する 24 都県で均等分担

〈事業実績〉

１．長崎県林業開発促進資金貸付 （単位：千円）

年度／貸付先	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5（予算）
長崎県林業公社	248,478	248,142	288,981	278,269	235,563	249,458	236,141	221,059	213,217	201,544	191,950	182,250	173,075

２．長崎県森林整備法人利子助成金交付 （単位：千円）

年度／交付先	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5（予算）
長崎県林業公社	95,623	94,654	91,399	93,987	90,394	85,800	81,450	75,724	69,397	62,716	56,447	52,001	47,711

〈参考事項〉

区　　分		長崎県林業公社	備　　考
設立年月日		昭和 36 年 9 月 26 日	・対馬公社は、S34.6.19 に設立、H23.1.5 に吸収合併 ・H24.6.1に社団法人から公益社団法人へ移行
社員数		24（県1、市町19、森組4）	議決権：各1
出資口数（出資金）	県	5,100口（51,000千円）	1口 10千円
	市町	253口（ 2,530千円）	
	森林組合	24口（ 240千円）	
	計	5,377口（53,770千円）	
事業年度		6月1日～翌年5月31日	
経営面積		11,218.29ha	R4.5.31現在の人工林面積（スギ、ヒノキ、マツ、他）
県貸付金		23,451,060千円	R5.5.31現在の残高

令和５年度 長崎県林業公社資金調達内訳（予算）　（単位：千円）

区分	造林補助金	日本政策金融公庫借入金	県借入金	県利子助成金	市町借入金	経営収入	離島活性化交付金・しまの間伐促進事業補助金	分収林等施業転換推進事業受託金	J-クレジット関連事業収入	手持資金繰入	森林経営管理事業収入	計
額	606,347	0	173,075	47,711	24,532	503,613	18,000	9,000	5,000	0	7,500	1,394,778

令和５年度 **長崎県林業公社事業費内訳（予算）**　（単位：数量ha、金額千円）

区　　分		数量	金　額	備　　考
直接費	新植費	0	0	
	補植費	0	0	
	保育費	0	0	
	利用間伐費	137	106,243	搬出間伐費　768ha　604,663 千円
	高齢級間伐費	631	498,420	
	付帯施設費	－	131,227	作業路開設　64,200m
	（分収造林　計）		(735,890)	
	林産費	－	128,685	運搬費、販売手数料
	林道開設受益者負担金	－	1,089	3 路線
	［直接費　計］		[865,664]	
間接費	森林保険料	－	1,210	
	公庫借入金利息返済額	－	45,217	
	一般管理費	－	94,564	
	［間接費　計］		[140,991]	
その他	公庫借入金返済額	－	268,768	元金
	県・市町借入金繰上償還額	－	0	（手持資金繰入）
	分収交付金	－	78,523	
	木材販売促進費	－	310	
	収穫調査費	－	622	6ha（長崎地区 3ha、対馬地区 3ha）
	森林認証事業費	－	400	ＳＧＥＣ認証
	離島活性化事業･しまの間伐促進事業	－	18,000	離島輸送コスト
	分収林等施業転換推進事業費	－	9,000	分収契約変更業務　12 件
	J-クレジット関連事業費	－	5,000	500t
	［その他　計］		[360,623]	
施業受託事業費		－	7,500	2 件
合　　計		768	1,394,778	

事業名	県民の森整備管理費	事項名	県民の森管理事業費
根拠法令	長崎県県民の森条例、長崎県県民の森条例施行規則、長崎県県民の森管理運営要領		
事業概要	明治百年記念事業の一環として、西彼杵半島中央部（長崎市、西海市）に「県民の森」を設置し、県民に森林とのふれあいの場を提供することにより、森林及び林業についての理解並びに森林愛護精神の高揚をはかる。		

	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
予算額（千円）	5	86,915		16,700	60	70,155	その他は使用料
	4 4繰	107,520 230,076		42,300	60	65,160 230,077	R4補正予算

事業計画	事業期間	昭和43年～	事業主体	負担区分 国	県	その他
	県民の森の管理、整備		県		10/10	

〈事業内容〉

長崎県民の森の概要

〇所在地　：長崎市・西海市

〇面積　　：３８２ha

〇主要施設：森林館・森林資料館・展望台・キャンプ場（青少年・一般・オート）・花木冒険の森・芝生広場・みどりの池・水車・園路（林道・幹線遊歩道・アクセス道）・駐車場・木工館・ながさき森の交流館・大型木橋・吊り橋（長さ８８ｍ）・野鳥の森など１２種類の学びの森・冒険の森アスレチック・天文台・オリエンテーリングコースなど。

１．指定管理負担金

区分	指定管理者	負担金
長崎県民の森	一般社団法人　長崎県林業コンサルタント 会長　後藤　充明	６１，８０９千円
計		６１，８０９千円

２．令和５年度（４年度繰越含む）の施設改修等

①みどりの池動力制御盤改修工事　②岩背戸橋調査　③森林整備　④森林館リニューアル工事
⑤森の吊り橋補修工事　⑥屋外遊具施設整備工事　⑦屋外トイレ洋式化工事
⑧みはらし山展望台調査設計

①　～②　令和５年度当初　23,064千円
③　～⑧　令和４年度繰越　229,500千円
計　45,669千円

〈事業実績－長崎県民の森〉

１．利用状況

年　　度	入場者（人）	有料施設利用者（人） (ｷｬﾝﾌﾟ場、ロッジ、木工館、天文台)	入場車両（台）
S４４～１４	2,901,037	221,547	842,943
１５	148,607	25,708	49,553
１６	150,629	24,159	49,874
１７	150,754	22,834	47,844
１８	142,853	21,773	43,999
１９	144,256	24,776	45,145
２０	143,013	22,303	45,654
２１	144,686	23,926	46,274
２２	136,911	19,451	43,511
２３	139,208	19,618	44,644
２４	142,320	20,270	45,681
２５	141,505	21,415	45,400
２６	133,388	20,338	42,897
２７	142,781	22,771	45,984
２８	143,796	23,246	46,885
２９	142,215	20,915	46,350
３０	145,110	22,070	47,643
元	143,364	23,044	46,394
2	114,941	15,271	37,812
3	100,520	10,780	33,276
4	111,167	15,147	36,558

〈参考〉

令和４年度の活用状況　　（ ）は令和３年度

● 各種イベント及び利用者への案内活動

○森の案内人主体の活動

・自主企画イベント　14（4）回　381(424)人

・天文台開館　30(18)回　532(235)人

・要請による案内活動　9(5)回　241（266）人　小計 53(27)回　1,154(925)人

○県民の森管理事務所主体の活動

・県民の森イベント　22(12)回　602(408)人　小計 22(12)回　602(408)人

合計 75（39)回　1,756（1,333)人

○予約システムの運用実績　（ ）は令和３年度

・インターネット　1,400（1,416）件

・電　　話　594（646）件

合　　計　1,994（2,062）件

事業名	林業改善資金特別会計繰出金	事項名	林業改善資金特別会計繰出金
根拠法令	林業・木材産業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則 長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程		
事業概要	林業・木材産業改善資金助成法に基づく林業・木材産業改善資金貸付事業を行うために必要な業務指導費を一般会計から特別会計へ繰り出す。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	745				745	
	4	745				745	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 県森連への収納事務等委託 ② 管理事務費		県森連		10/10 10/10	

〈事業内容〉

① 県森連への収納事務等委託（予算額：548千円）
貸付事務の指導、収納事務について委託

② 管理事務費（予算額：197千円）
貸付事務、債権管理事務等に要する経費

〈事業実績〉

① 令和４年度実績
・県森連への収納事務等委託費ほか（21千円）

② 過去の実績　（単位：千円）

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
管理指導費繰出金	263	157	78	78	727	164	244	129	313	81	82	89	54	45	21

事業名	保安林等整備管理費	事項名	保安林整備管理費（委託）
根拠法令	森林法		
事業概要	森林法第２５条第１項の１～３号の重要流域内保安林の適正な整備管理を行うため １．水源かん養、土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備等の目的を達成するため必要な森林を保安林に指定し、また、１～３号までの既設保安林の解除及び指定施業要件変更の調査を行う。 ２．保安林を適正に管理するため、境界調査を行う。 ３．一定規模以上の保安林解除申請に当たっては、県森林審議会に諮問する。 ４．間伐等が不十分で機能が低下した保安林を特定保安林に指定するための調査を行う。 ５．保安林位置情報の精度向上を行う。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	1，832	1，832				
	4	532	532				

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	①保安林の指定・解除及び指定施業要件変更 ②森林簿の保安林位置情報の整備		県	10/10		

〈事業内容〉

１．保安林の指定・解除

①指定調査　１４箇所

②解除調査、申請に基づき調査　５箇所

２．指定施業要件変更　４箇所

〈参考事項〉

保安林指定の目的（森林法第２５条第１項第１号～３号保安林、重要流域内）

一、水源のかん養

二、土砂の流出の防備

三、土砂の崩壊の防備

事業名	保安林等整備管理費	事項名	保安林整備管理費（補助） 保安林損失補償金
根拠法令	森林法		
事業概要	１．水源かん養、土砂の流出の防備及び土砂の崩壊の防備（但し、重要流域以外）並びに風害、潮害等の防備、公衆の保健等に資するために、保安林（森林法第２５条の２第１項及び第２項）指定、解除及び指定施業要件変更の調査を行う。 ２．既設保安林の立木伐採及び土地の形質の変更等の許可の判定等の調査を行う。 ３．保安林の適正な維持管理を図るため、保安林台帳の整備、図面の作成、標識の設置等を行う。 ４．指定施業要件により立木の伐採の方法を制限している森林で損失が生じているものについて補償を行う。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	6,634	635			5,999	うち損失補償　1千円
	4	6,484	635			5,849	うち損失補償　1千円

事業計画	事業期間	平成9年度　～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	①保安林の指定及び解除、伐採許可等適否判定調査 ②保安林損失補償及びその他事務費		県	1/2	1/2 10/10	

〈事業内容〉

１．保安林の指定及び解除

①指定調査　25箇所　②解除調査（申請に基づく調査）　5箇所　③指定施業要件変更　18箇所

２．伐採許可等適否判定調査

３．保安林機能整備調査

４．保安林損失補償

〈参考事項〉

保安林指定の目的（森林法第２５条の２第１項及び第２項）

一、水源のかん養（重要流域以外）

二、土砂の流出の防備（重要流域以外）

三、土砂の崩壊の防備（重要流域以外）

四、飛砂の防備

五、風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備

六、なだれ又は落石の危険の防止

七、火災の防備

八、魚つき

九、航行の目標の保存

十、公衆の保健

十一、名所又は旧跡の風致の保存

事業名	保安林等整備管理費	事項名	ふるさと緑の生活環境基盤整備事業費
根拠法令	森林法		
事業概要	森林の持つ公益的機能（水資源の確保、災害の防止、環境保全）を持続的に発揮させるとともに、保安林として適切な維持管理を推進する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	534				534	
	4	534				534	

事業計画	事業期間	平成23年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	保安林の指定		県		10/10	

〈事業内容〉

保安林指定計画（面積）　２４１ｈａ

〈事業実績〉

・ふるさと緑の生活環境基盤整備事業実績（ｈａ）

区分	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	目標値(R5)
保安林の指定面積	261	100	66	178	41	88	388	73	51,323
指定面積の累計※	50,235	50,335	50,398	50,568	50,609	50,694	51,077	51,139	

※　指定面積の累計は解除面積も含めた年度末時点での面積である。

事業名	保安林等整備管理費	事項名	林地開発許可制度実施費
根拠法令	森林法		
事業概要	１．地域森林計画の対象となっている民有林（保安林等を除く）について、１haを超える林地開発行為（太陽光発電施設の場合は0.5ha）に係る申請書の審査及び関係市・町長からの意見聴取等を行い、許可基準を満たした申請については許可する。 ２．地域森林計画の対象となっている民有林（保安林等を除く）について、国または地方公共団体等が１haを超える林地開発をしようとする場合、地方機関長と連絡調整を行う。 ３．開発行為に係る森林面積が５ha以上の申請について、長崎県森林審議会「林地開発等専門部会」に諮問する。 ４．１ha未満の小規模な林地開発行為について調査、指導等を行う。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	279				279	
	4	279				279	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	林地開発行為の許可に関する事務費		県		10/10	

〈事業内容〉

地域森林計画の対象となっている民有林（保安林等を除く）について、１haを超える林地開発行為の許可を行う。開発計画は、森林の各種の働きについて影響を及ぼさないか、下記の４項目で審査を行う。

１．災害を防ぐ働きへの影響　　３．水を育む働きへの影響

２．水害を防ぐ働きへの影響　　４．環境を守る働きへの影響

〈事業実績〉

令和４年度（令和５年３月３１日現在）

区分	件数	許可調整面積
新規許可	５件	１２　ｈａ
変更許可	１０件	１３８　ｈａ
連絡調整（新規）	３件	１４　ｈａ
計	１８件	ｈａ

〈参考事項〉

規制の対象となる開発行為

１．許可（連絡調整）を必要とする開発行為は、土石または樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、その規模が１ヘクタールを超えるもの、および専ら道路の新設または改築を目的とする行為にあっては幅員３メートルを超えるもので、その規模が１ヘクタールを超えるもの、太陽光発電施設の設置を目的とする行為で、当該行為に係る土地の面積が０．５ヘクタールを超えるもの。

２．開発行為の規模は、許可対象となる森林において土地の形質を変更する行為で、申請者、時期、実施箇所の相違にかかわらず一体性を有するものの規模である。

事業名	森林病害虫等防除費	事項名	松くい虫防除費
根拠法令	林業関係事業補助金等交付要綱、森林病害虫等防除法、長崎県森林病害虫等防除事業実施要領、長崎県農林部関係補助金等交付要綱、長崎県森林病害虫等防除事業補助金実施要綱		
事業概要	松くい虫被害防止のため、特別防除、地上散布、樹幹注入による予防等の事業を県知事の命令、又は補助事業として市町村等が実施する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	25,577	1,626			23,951	
	4	22,701	1,648			21,053	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 松くい虫特別防除（命令）	79.19ha	市町村		10／10	
	② 〃 （奨励）	18.79ha	〃		1／2	1／2
	③ 松くい虫地上散布（命令）	127.81ha	〃		10／10	
	④ 〃 （奨励）	0.71ha	〃	1／2	1／4	1／4
	⑤ 樹幹注入 960 本		〃	1／2	1／4	1／4

〈事業内容〉

特別防除　松くい虫の被害を受け、または受ける恐れのある松林について、航空機を利用して行う薬剤による防除

地上散布　松くい虫の被害を受け、または受ける恐れのある松林について、動力噴霧器等を利用して行う薬剤防除

樹幹注入　松樹の樹幹に薬剤を注入し、松くい虫被害の防止を図る

〈R４年度実績〉

① 松くい虫特別防除（命令）　74.35ha
② 〃 （奨励）　0ha
③ 松くい虫地上散布（命令）　130.39ha
④ 〃 （奨励）　0ha
⑤ 樹幹注入　958本

〈R５年度計画〉

① 松くい虫特別防除（命令）　79.19ha
② 〃 （奨励）　18.79ha
③ 松くい虫地上散布（命令）　127.81ha
④ 〃 （奨励）　0.71ha
⑤ 樹幹注入　960本

事業名	緑化推進費	事項名	緑化推進運動事業費
根拠法令	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律		
事業概要	緑化思想の普及高揚を図るための事業及び緑の少年団並びに緑化団体の育成指導を行う。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	1,401				1,401	
	4	1,259				1,259	

事業計画	事業期間	昭和48年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	緑化推進運動事業		県		10/10	

〈事業内容〉

- 公益社団法人　長崎県緑化推進協会に対する負担金　1,000千円
- 各種大会への参加　401千円

〈令和5年度予算の主なもの〉

・公益社団法人　長崎県緑化推進協会への会員会費負担金　1,000千円

事業名	ながさき森林づくり担い手対策事業費	事項名	ながさき森林づくり担い手対策事業費
根拠法令	森林・林業基本法、長崎県森林整備担い手対策基金条例、ながさき森林づくり担い手対策事業補助金実施要綱		
事業概要	林業従事者を確保し、森林の適正な施業を行い、森林の有する多様な公益的機能の維持、増進を図るための長崎県森林整備担い手対策基金により、林業担い手の技術技能の向上、労働安全衛生、福利厚生などの対策を講じ、地域林業の振興を図る。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	47,479	500		46,979		「その他」は繰入金・財産収入
	4	54,381	500		53,881		「その他」は繰入金・財産収入

事業計画	事業期間	平成6年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	1　林業技術技能向上事業（4,500千円） ・林業就業参入研修等		県（委託事業）		10/10	
	2　福利厚生事業（41,486千円） ・社会保険制度加入促進助成		市町・認定事業体		1/3	2/3
	3　林業事業体対策事業（493千円） ・林業事業体経営合理化促進対策		県		10/10	
	4　林業担い手等の育成確保事業 ・巡回指導・救助訓練活動（1,000千円）		林災防県支部	5/10	5/10	

〈事業内容〉

1　林業技術技能向上事業

・後継者育成対策

高校生等の新規就業の促進を目的として、林業の認知度向上のための説明会や就業前体験等を実施する。

・林業参入研修等

新規参入事業体等の作業員に対し、技術や資格取得・安全性向上のための研修等を実施する。

2　福利厚生事業

・社会保険制度加入促進助成

森林組合及び認定林業事業体の林業専業作業員を確保するため、社会保険料等（健康保険、厚生年金、雇用保険、退職金共済の４制度）のうちの事業主負担分に対し一部を助成する。

3　林業事業体経営合理化促進対策事業

林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく改善計画の認定を受けた事業体に対し、計画推進のための個別指導を行う。

4　林業担い手等の育成確保事業

・巡回指導・救助訓練活動

重大災害の発生頻度の高い伐木造材作業や集運材作業事業場を巡回し、安全管理体制の状況を検分後必要な指導を行う。

〈令和４年度 事業実績〉

１　林業技術技能向上事業
　林業参入研修（高性能林業機械）：諫早市（６名）
　高校生等への林業体験・おためし林業等：諫早市ほか（２９４名）

２　福利厚生事業
　社会保険制度加入促進助成：２０９人

３　林業担い手等の育成確保事業
　・巡回指導・救助訓練活動
　　長崎市等６地区で巡回指導　２１回実施
　　壱岐市で救助訓練説明会実施　１３人受講

４　伐木練習機導入助成事業
　・伐木練習機導入　１式

〈参　考〉
長崎県森林整備担い手対策基金（平成5年3月30日長崎県条例第16号）
　林業担い手を安定的に確保し、森林を適正に施業管理することにより、森林の有する多様な公益的機能の維持・増進を図るために「長崎県森林整備担い手対策基金」を設置し、平成６年度よりその運用益により林業労働者の技術・技能の向上、労働安全衛生及び福利厚生の充実などの対策を実施してきたが、近年の低金利による運用益の減少から平成１５年度から基金の取り崩しを行っている。

長崎県森林整備担い手対策基金の状況　基金造成は一般財源で実施（交付税措置あり）

年度	造成額 千円	取崩し額 円	年度末 基金残高　円	基金運用益 円	基金を充当した事業	（うち一財）	千円
H5	500,000		500,000,000	0	H6.3.31に積立（運用益なし）		
H6	250,000		750,000,000	10,990,545	社会保険制度加入促進助成事業ほか	(10,190)	21,180
H7	100,000		850,000,000	7,269,107	福利厚生事業ほか	(15,682)	22,951
H8	80,000		930,000,000	6,500,546	福利厚生事業ほか	(14,757)	21,257
H9	70,000		1,000,000,000	7,308,491	福利厚生事業ほか	(17,693)	25,001
H10			1,000,000,000	10,744,656	福利厚生事業ほか	(14,087)	24,831
H11			1,000,000,000	7,971,780	福利厚生事業ほか	(17,200)	28,049
					（うち国庫）	(2,877)	
H12			1,000,000,000	7,254,931	福利厚生事業	(11,974)	19,228
H13			1,000,000,000	1,329,313	福利厚生事業	(17,959)	19,288
H14			1,000,000,000	2,000,000	福利厚生事業	(15,035)	17,035
H15		15,000,000	985,000,000	2,000,000	福利厚生事業		14,979
H16		12,783,000	972,217,000	2,036,639	福利厚生事業		16,356
H17		13,981,458	958,235,542	1,944,000	福利厚生事業		16,160
H18		12,929,283	945,306,259	2,538,441	福利厚生事業		15,713
					林業労働安全衛生事業		6
H19		24,894,916	920,411,343	5,105,476	林業技術技能向上事業		2,099
					福利厚生事業		15,538
					高性能林業機械化推進事業		12,364
H20		19,548,125	900,863,218	4,761,885	林業技術技能向上事業		3,807
					林業労働安全衛生対策事業		1,357
					福利厚生事業		18,462
					高性能林業機械化推進事業		288
					後継者育成対策事業		165
		（事業費	24,310	千円）	林業経営体経営合理化促進対策事業		231
					（うち国庫）	(678)	
H21	15,260 （※寄付金）	23,926,795	892,196,423	3,195,370	林業技術技能向上事業		6,476
					林業労働安全衛生対策事業		451
					福利厚生事業		18,918
					高性能林業機械化推進事業		260
					後継者育成対策事業		120
					林業経営体経営合理化促進対策事業		419
		（事業費	27,904	千円）	林業担い手等の育成確保事業		1,260
					（うち国庫）	(839)	
H22		28,794,487	863,401,936	2,174,258	林業技術技能向上事業		7,971
					林業労働安全衛生対策事業		458
					福利厚生事業		21,454
					高性能林業機械化推進事業		234
					後継者育成対策事業		117
					林業経営体経営合理化促進対策事業		522
		（事業費	31,704	千円）	林業担い手等の育成確保事業		948
					（うち国庫）	(735)	
H23		32,585,988	830,815,948	1,326,607	林業技術技能向上事業		8,986
					林業労働安全衛生対策事業		493
					福利厚生事業		22,313
					高性能林業機械化推進事業		1,382
					後継者育成対策事業		286
					林業経営体経営合理化促進対策事業		250
		（事業費	34,366	千円）	林業担い手等の育成確保事業		656
					（うち国庫）	(453)	
H24		40,596,788	790,219,160	1,325,264	林業技術技能向上事業		10,644
					林業労働安全衛生対策事業		456
					福利厚生事業		23,598
					高性能林業機械化推進事業		6,419
					後継者育成対策事業		272
					林業経営体経営合理化促進対策事業		172
		（事業費	42,476	千円）	林業担い手等の育成確保事業		915
					（うち国庫）	(543)	
H25		42,257,756	747,961,404	1,399,748	林業技術技能向上事業		7,108
					林業労働安全衛生対策事業		458
					福利厚生事業		26,534
					高性能林業機械化推進事業		8,756
					後継者育成対策事業		298
					林業経営体経営合理化促進対策事業		63
		（事業費	44,161	千円）	林業担い手等の育成確保事業		944
					（うち国庫）	(503)	

H26		51,536,884	696,424,520	1,340,007	林業技術技能向上事業		5,782
					林業労働安全衛生対策事業		506
					福利厚生事業		28,588
					高性能林業機械化推進事業		16,137
					後継者育成対策事業		299
					林業経営体経営合理化促進対策事業		306
		(事業費	52,877	千円)	林業担い手等の育成確保事業		1,259
					(うち国庫)		
H27		48,349,318	648,075,202	1,231,447	林業技術技能向上事業		4,558
					林業労働安全衛生対策事業		485
					福利厚生事業		26,903
					高性能林業機械化推進事業		16,500
					後継者育成対策事業		276
					林業経営体経営合理化促進対策事業		359
		(事業費	49,581	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
					(うち国庫)		
H28		48,818,425	599,256,777	440,013	林業技術技能向上事業		5,996
					林業労働安全衛生対策事業		493
					福利厚生事業		27,674
					高性能林業機械化推進事業		14,186
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		435
		(事業費	49,258	千円)	林業担い手等の育成確保事業		474
H29		35,246,379	564,010,398	305,540	林業技術技能向上事業		4,962
					林業労働安全衛生対策事業		555
					福利厚生事業		28,555
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		581
					林業経営体経営合理化促進対策事業		400
		(事業費	35,553	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
H30		40,813,253	523,197,145	176,757	林業技術技能向上事業		8,870
					林業労働安全衛生対策事業		576
					福利厚生事業		30,610
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		435
		(事業費	40,991	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
R1		39,437,821	483,759,324	159,070	林業技術技能向上事業		5,306
					林業労働安全衛生対策事業		543
					福利厚生事業		32,713
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		534
		(事業費	39,596	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
R2		42,788,557	440,970,767	104,365	林業技術技能向上事業		5,652
					林業労働安全衛生対策事業		629
					福利厚生事業		35,489
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		622
		(事業費	42,892	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
R3		42,011,495	398,959,272	93,941	林業技術技能向上事業		5,276
					林業労働安全衛生対策事業		660
					福利厚生事業		35,669
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		0
		(事業費	42,105	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500
R4		46,356,062	352,603,210	65,542	林業技術技能向上事業		3,905
					林業担い手等の育成確保事業（伐木練習機）		5,712
					福利厚生事業		36,305
					高性能林業機械化推進事業		0
					後継者育成対策事業		0
					林業経営体経営合理化促進対策事業		0
		(事業費	46,422	千円)	林業担い手等の育成確保事業		500

事業名	スマート林業導入支援事業費	事項名	スマート林業導入支援事業費
根拠法令	「スマート農林水産業の全国展開に向けた導入支援事業のうちスマート林業の全国展開に向けた導入支援事業実施要領」　「長崎県スマート農林業の導入支援事業交付要領」		
事業概要	林業の生産性や安全性の向上といった課題の解決を図るため、林業経営体等によるＩＣＴを活用したスマート林業技術等の導入やオペレーターの育成等を支援し、スマート林業技術等の普及を推進する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	－	－				
	4	20,324	20,324				国　Ｒ３補正予算

事業計画	事業期間	令和４年度（令和３年度繰越事業）	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	１　林業支援サービス導入（18,892千円） ・スマート機器の導入補助　6事業体		林業経営体	1/2～2/3		1/2～1/3
	２　オペレーター支援（1,000千円） ・スマート林業技術等を扱う専門人材の育成　1事業体		林業経営体	10/10		
	３　都道府県附帯事務費（432千円）			10/10		

〈事業内容〉

１　林業支援サービス導入
生産性や安全性の向上を図るためのスマート林業技術等の導入と導入技術の普及に向けた事業に要する経費を助成する。

２　オペレーター支援
１の取組を実施する際の、スマート林業技術等を扱う専門人材の育成のための事業に要する経費を助成する。

（令和４年度の事業実績：令和３年度繰越事業）
１　林業支援サービス導入（18,892千円）
・スマート機器の導入補助　６事業体

２　オペレーター支援（1,000千円）
・スマート林業技術等を扱う専門人材の育成　１事業体

３　都道府県附帯事務費（432千円）

事業名	スマート林業導入推進事業費	事項名	スマート林業導入推進事業費
根拠法令	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 長崎スマート林業推進事業費補助金実施要綱		
事業概要	森林施業プランニングの合理化や作業の安全性を向上させることを目的とし、スマート林業技術の現場普及を推進するため、プロジェクトチームの運営、林業生産管理システムの開発、スマート林業活用人材育成、現場実証試験を実施する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	8,690			8,690		
	4	－			－		

事業計画	事業期間	令和５年度～令和７年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	1　長崎スマート林業推進プロジェクトチーム運営（460千円）		県			10/10
	2　林業生産管理システム構築事業（4,620千円）		森林組合連合会			10/10
	3　ドローン活用事業（2,109千円）		県			10/10
	4　森林整備作業の機械化現地実証事業（1,501千円）		県			10/10

〈事業内容〉

1　長崎スマート林業推進プロジェクトチーム運営
プロジェクトチームにおいて施策の方向性を協議し、先進事例の調査、スマート林業技術の現場実証、研修会等を企画・実施する。

2　林業生産管理システム構築事業
森林施業プランナーの現場管理業務の効率化を図るため、行動履歴自動記録アプリとＡＩ丸太検知アプリを連携したカスタマイズシステムの構築や造林補助申請書類の電子データ化等を実現する。

3　ドローン活用事業
森林・林業分野におけるドローン活用を推進するため、事業体や市町を現場で支援する職員のドローン操作技術向上を図るための専門研修を実施する。

4　森林整備作業の機械化現地実証事業
地拵え、下刈り作業、伐採作業等の効率化や労務負担の軽減を可能にする機械の現地実証を行い、本県の林地条件に合った機械の普及を行う。

（令和４年度の事業実績）
－

事業名	森林・山村多面的機能発揮対策事業費	事項名	森林・山村多面的機能発揮対策事業費
根拠法令	森林・山村多面的機能発揮対策交付金交付要綱		
事業概要	地域住民が森林所有者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林保全管理や山村地域の活性化に資する取組に対し補助を行う。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	6,143	100		6,043		「その他」は、繰入金
	4	6,114	100		6,014		「その他」は、繰入金

事業計画	事業期間	平成29年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	森林・山村多面的機能発揮対策		地域協議会	3/4	1/8	1/8

〈事業内容〉

地域住民・森林所有者等が協力して実施する、里山林の保全や山村地域の活性化に資する活動に対して補助を行う。

補助対象者	活動項目	交付単価・交付額			重要な変更
		1年目	2年目	3年目	
地域協議会	活動推進費(初年度のみ)	18,750円以内			事業費の3割を超える減額
	地域環境保全タイプ(里山林保全)	20,000円／ha以内	19,167円／ha以内	18,334円／ha以内	
	地域環境保全タイプ(侵入竹除去・竹林整備)	47,500円／ha以内	44,167円／ha以内	40,834円／ha以内	
	森林資源利用タイプ	20,000円／ha以内	19,167円／ha以内	18,334円／ha以内	
	森林機能強化タイプ	134円／m以内			
	関係人口創出・維持タイプ	8,334円／以内			

〈令和５年度予算の主なもの〉

森林・山村多面的機能発揮対策交付金

事業名	森林のめぐみ効果拡大事業費	事項名	森林のめぐみ効果拡大事業費
根拠法令	長崎県農林部補助金等交付要綱		
事業概要	森林資源を活用した特用林産等の生産流通販売促進の取組を支援し、離島の中山間地域の所得向上に寄与する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	1,227			677	550	
	4	2,086				2,086	

事業計画	事業期間	令和4年～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	1 対馬しいたけ活性化対策事業 （1） 販売流通促進 （2） 生産意欲向上		市		1/2	1/2
	2 五島ツバキ活性化対策事業 （1） 試験研究（R4、R5年度）		県		10/10	

〈事業内容〉

1 対馬しいたけ活性化対策事業（550千円）
対馬しいたけの単価アップを目標として、対馬市が実施する以下の取組を支援する。
(1) 販売流通促進
流通の集約化や販路拡大、PR等に係る経費
(2) 生産意欲向上
表彰・展示等による生産者の意欲向上に資する経費

2 五島ツバキ活性化対策事業（677千円）
ツバキ実の効率的な収穫方法の普及を目標として、以下の施策に取り組む。
(1) 試験研究
県（農林技術開発センター）が、効率的なツバキ実の収穫に向けた高木化しないための剪定・適正配置技術の研究・普及を行う。

事業名	森林環境譲与税事業費	事項名	森林環境譲与税事業費
根拠法令	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律 長崎県森林環境譲与税事業費補助金実施要綱		
事業概要	「新たな森林管理システム」を推進し、森林の適切な管理と林業の成長産業化を両立するため、市町の実行体制支援や森林整備の担い手となる林業事業体の育成・強化を図る。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	69,482			69,482		「その他」は、繰入金
	4	74,452			74,452		「その他」は、繰入金

事業計画	事業期間	平成31年度（令和元年度）～令和4年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	1．ながさき森林管理サポートセンター設置		県		10/10	
	2．新たな森林管理システムモデル推進		〃		10/10	
	3．意欲と能力を育む林業プログラム推進		〃		10/10	
	4．魅力の林業つくり隊育成事業		森林組合等		1／2	1／2

〈事業内容〉

1．ながさき森林管理サポートセンターの設置（委託）

市町が行う森林経営管理法に基づく森林整備推進業務（現地調査、意向調査、集積計画等）について、サポートセンターを設置し市町のサポートを実施。

2．新たな森林管理システムモデル推進（委託）

森林情報をより効率的に共有・活用し、新たな森林管理システムによる森林整備の促進を図るため、クラウド型森林ＧＩＳの機能の拡張と改修を実施。

3．意欲と能力を育む林業プログラム推進（委託）

意欲と能力のある林業経営体を目指す林業事業体や林業参入事業体を対象に研修等を実施。

① 林業就業参入研修
- 高性能林業機械の技術向上に向けた研修及びスマート林業による作業効率化研修を開催。
- 事業体経営強化のため、事務職員の知識向上に加え、経営を担うことのできる人材の育成研修

② インターンシップ促進対策
- 高校生の林業体験授業等により、若い世代への林業の理解促進と就業意欲を喚起。

③ お試し林業・就業体験
- 林業への就業を希望する方に、林業現場において一般見学会を実施。

④ 林業専業作業員スキルアップ研修
- 伐木安全技術の習得に向けての研修

⑤ 伐木・安全技術向上に向けた林業技術交流事業
- 伐木・玉切り・枝払い等の各チェーンソー技術についての技術交流会として伐木・安全競技会の開催。

４．魅力の林業つくり隊支援事業（補助）

10年後の将来像を描き、実現に向けて実行する林業事業体等を支援することで、真の「意欲と能力のある林業経営体」の育成を図る。将来ビジョン作成、事業効率化、課題解決に取り組む事業体に対し、それに係る経費を支援。（経営コンサルタント、ICTシステムの導入、労働安全衛生の確保、高性能林業機械のリース等）

○令和５年度計画　　（千円）

事　　業　　名	年度予算
森林経営管理制度サポートセンター（委託）	9,765
新たな森林管理システムモデル推進（森林クラウド）（委託）	17,471
意欲と能力を育む林業プログラム推進（委託）	12,088
魅力の林業つくり隊育成事業（補助）	30,158
計	69,482

事業名	森林環境譲与税事業費	事項名	長崎県森林環境譲与税基金積立金
根拠法令	長崎県森林環境譲与税基金条例		
事業概要	森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成３１年法律第３号）の施行に伴い、市町が実施する森林の整備及びその促進に関する施策の支援等に要する経費の財源を適切に管理するため、「長崎県森林環境譲与税基金」を設置する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	60,012			12	60,000	「その他」は、財産収入
	4	61,288			8	61,280	「その他」は、財産収入

事業計画	事業期間	令和元年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	森林環境譲与税基金の造成		県		10/10	

〈事業内容・事業実績〉

①森林環境譲与税を基金に積み立てる。
②基金を適切に運用する。
③森林環境譲与税事業にかかる必要額を基金から拠出する。

事業名	森林環境保全整備事業費（造林公共）	事項名	１．育成林整備造林事業費 ２．環境林整備造林事業費
根拠法令	農林畜水産業関係補助金等交付規則 長崎県造林事業補助金実施要綱		
事業概要	水源のかん養や県土の保全、地球温暖化の防止、野生生物の保全など、森林の有する公益的機能の高度発揮と地域林業の振興を図るため、地方公共団体、森林整備法人、森林組合及び森林所有者等が行う森林整備事業に要する経費に対し補助する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	476,378	277,624	195,900		2,854	単独事務費 2,800千円を含む
	4	460,965	275,707	182,200		3,058	単独事務費 2,950千円を含む

事業計画	事業期間	平成28年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	地元
	① 森林環境保全直接支援事業		地方公共団体、森林整備法人、森林組合、森林所有者 等	3／10	1／10 (公社2/10)	6／10 (公社5/10)
	② 特定森林再生事業					
	・森林緊急造成			3／10	2／10	5／10
	・保全松林緊急保護整備			5／10	2／10	3／10
	・被害森林整備			3／10	1／10	6／10

〈事業内容〉

○ 令和５年度計画

区分		事業費（千円）	予算額（千円）	事業内容
森林環境保全整備事業費	育成林整備事業	806,134	381,996	搬出間伐 590 ha
	環境林整備事業	28,676	20,074	衛生伐 678 ㎥
指導監督費		74,308	74,308	単独事務費 2,800 千円を含む
計		909,118	476,378	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（事業毎に設定：1.7、1.8、1.0）

うち、内地・離島別事業計画（令和５年度）

区分		事業費（千円）	予算額（千円）	事業内容
内地	育成林整備事業	449,467	204,870	搬出間伐 365ha
	環境林整備事業	14,428	10,100	衛生伐 353 ㎥
	指導監督費	34,592	34,592	
	合計	498,487	249,562	(353 ㎥) (365ha)
離島	育成林整備事業	356,667	177,126	搬出間伐 225ha
	環境林整備事業	14,248	9,974	衛生伐 325 ㎥
	指導監督費	36,916	36,916	
	合計	407,831	224,016	(325 ㎥) (225ha)
単独事務費		2,800	2,800	
※内地・離島計		909,118	476,378	(678 ㎥) (590ha)

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（事業毎に設定：1.7、1.8、1.0）

〈参考事項〉

○　令和４年度実績（令和３年度繰越（補正含む）＋令和４年度当初）

区分		事業費(千円)	実績額(千円)	事業内容
森林環境保全整備事業費	育成林整備事業	1,873,080	835,495	搬出間伐 1,556 ha
	環境林整備事業	70,774	35,586	衛生伐 595 ㎥
指導監督費		108,535	108,535	事務費等
計		2,160,924	979,616	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（事業毎に設定：1.7、1.8、1.0）

○　造林事業（森林環境保全整備事業）補助区分

<table>
<tr><th colspan="3">事業区分</th><th>事業内容</th><th>補助率</th><th>事業主体</th></tr>
<tr><td colspan="6">森林環境保全整備事業</td></tr>
<tr><td rowspan="2">育成林整備造林事業</td><td colspan="2" rowspan="2">森林環境保全直接支援事業</td><td rowspan="2">搬出間伐等の森林整備とこれと一体になった森林作業道の開設等</td><td>40%</td><td>地方公共団体、森林組合、森林所有者　等</td></tr>
<tr><td>分収方式による森林整備等 50%</td><td>林業公社</td></tr>
<tr><td rowspan="3">環境林整備造林事業</td><td rowspan="3">特定森林再生事業</td><td>森林緊急造成</td><td>自然条件等の理由で更新が困難な森林の造成</td><td>地方公共団体、森林整備法人が行う場合 50%
森林組合等が行う場合 40%</td><td rowspan="3">地方公共団体、森林整備法人、森林組合　等</td></tr>
<tr><td>保全松林緊急保護整備</td><td>松くい虫による被害を防止するための周辺森林の樹種転換等</td><td>保全松林緊急保護整備事業の場合は 70%以内</td></tr>
<tr><td>被害森林整備</td><td>気象害等による被害森林であり、復旧させるための人工造林等</td><td>40%</td></tr>
</table>

○　採択要件等

<table>
<tr><td colspan="2">森林環境保全直接支援事業</td><td>１施行地の面積が 0.1ha 以上
間伐・更新伐については、それぞれ同一経営計画毎に施行地の面積の合計が原則 5ha 以上であり、かつ、伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積の合計で除して得た値が 1ha 当たり 10㎥以上。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">特定森林再生事業</td><td>森林緊急造成</td><td>森林所有者の自助努力によっては適切な森林整備が期待できない条件不利地等において、森林の公益的機能を発揮させる観点から、公的機関と森林所有者等との協定に基づいて行う人工造林等。
１施行地の面積が 0.1ha 以上。</td></tr>
<tr><td>保全松林緊急保護整備</td><td>森林病害虫防除法第２条第１項第１号に掲げる松くい虫が運ぶ線虫類により被害が発生している松林において、公益的機能の高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う。</td></tr>
<tr><td>被害森林整備</td><td>気象害等による被害森林であって、自助努力等によっては適切な整備が期待できない森林において、事業主体が森林所有者等の協定に基づいて行う人工造林等。</td></tr>
</table>

事業名	森林環境保全整備事業費（造林公共）	事項名	花粉発生源対策促進事業費
根拠法令	農林畜水産業関係補助金等交付規則 長崎県造林事業補助金実施要綱		
事業概要	社会的に大きな問題となっている花粉症の対策を推進するため、スギ・ヒノキの人工林を伐採し、花粉発生源対策苗（無花粉、少花粉、広葉樹）に植え替える。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	91,734	65,920	25,800		14	
	4	45,867	32,960			12,907	

事業計画	事業期間	平成28年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	農山漁村地域整備交付金 機能回復整備事業 花粉発生源植替え		地方公共団体 森林整備法人 森林組合 森林所有者等	3／10	1／10	6／10

〈事業内容〉

○ 事業内容等

事業区分	事業内容	備考
機能回復整備事業 花粉発生源植替え	花粉発生源となっている林分において行う立木の伐倒、搬出集積、地拵え、花粉症対策苗木等による植栽。伐倒から植栽は一貫作業で実施し、苗木はコンテナ苗を使用する。 事業規模は１施行地の面積が0.1ｈａ以上。	査定係数1.8

○ 令和５年度計画

内地・離島	面積	事業費（千円）	予算額（千円）	備考
内地	15.00ha	93,334	37,334	
	指導監督費	2,800	2,800	
	計	96,134	40,134	
離島	13.00ha	120,000	48,000	
	指導監督費	3,600	3,600	
	計	123,600	51,600	
計	28.00ha	213,334	85,334	
	指導監督費	6,400	6,400	
	合計	219,734	91,734	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（1.8）

〈参考事項〉

○ 令和４年度実績（令和３年度繰越＋令和４年度内）

内地・離島	面積	事業費（千円）	予算額（千円）	備考
内地	2.96ha	21,832	8,733	
	指導監督費	735	735	
	計	22,567	9,468	
離島	7.24ha	63,492	25,397	
	指導監督費	2,009	2,009	
	計	65,501	27,406	
計	10.20ha	85,323	34,129	
	指導監督費	2,744	2,743	
	合計	88,067	36,873	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（1.8）

※面積は植栽面積を計上

事業名	森林環境保全整備事業費（造林公共）	事項名	ながさき森林環境保全事業費
根拠法令	ながさき森林環境保全事業実施要綱 長崎県造林事業補助金実施要綱		
事業概要	木材価格の低迷や山村地域の過疎化、高齢化などの社会経済情勢の大きな変化により、木材生産等を目的とした森林所有者の負担に基づく森林整備施策だけでは森林の公益的な機能の維持が困難になってきていることから、すべての県民が享受している県土の保全、水源のかん養、その他の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性を鑑み、県民が広く薄く負担するという考えのもと、森林をすべての県民で守り、育てるという意識の醸成を図るため、ながさき森林環境税を活用した森林整備を推進する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	500,765	226,292		274,473		「その他」は、繰入金
	4	462,215	161,715		300,500		「その他」は、繰入金

事業計画	事業期間	平成19年度～令和8年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	１．未整備森林緊急整備事業		市町 森林所有者 森林組合 森林整備法人等	51%	49%	
	２．森林整備作業システム構築事業			54%	46%	
	３．未来へつなぐ多様な森林づくり事業					

〈事業内容〉

○ 事業内容等

事業区分	事業内容	備考
未整備森林緊急整備事業	森林経営計画区域内にある荒廃した人工林を対象として、35年生以下または、胸高直径18ｃｍ未満の保育間伐（除伐）について、国庫補助事業の森林所有者負担分を支援する。 事業規模は１施行地の面積が0.1ha以上。	査定係数1.7
林内路網緊急整備事業	森林経営計画区域内で実施する搬出間伐等の森林整備と一体となった間伐材の搬出に必要な森林作業道の開設経費について、国庫補助事業の森林所有者負担分を支援する。	査定係数1.7
未来へつなぐ多様な森林づくり事業	森林経営計画区域内で実施する、計画的かつ防災に配慮した主伐と一貫して行う再造林、下刈及び防鹿ネット等の付帯施設整備及び森林作業道整備に係る国庫補助事業の森林所有者負担分を支援する。	査定係数1.7

○ 令和５年度計画

内離	区分	事業費(千円)	予算額(千円)	事業内容
内地	未整備森林緊急整備事業	131,740	88,638	保育間伐 165ha
	林内路網緊急整備事業	126,246	84,219	森林作業道 23,000m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	71,034	34,681	人工造林 36ha
	計	329,020	207,538	
離島	未整備森林緊急整備事業	209,404	140,892	保育間伐 235ha
	林内路網緊急整備事業	133,653	88,576	森林作業道 25,000m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	130,590	63,759	人工造林 36ha
	計	473,647	293,227	
計	未整備森林緊急整備事業	341,144	229,530	保育間伐 400ha
	林内路網緊急整備事業	259,899	172,795	森林作業道 48,000m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	201,624	98,440	人工造林 72ha
	合計	802,667	500,765	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（1.7）

〈参考事項〉

○ 令和４年度実績（令和３年度繰越＋令和４年度内 事務費以外）

内離	区分	事業費(千円)	予算額(千円)	事業内容
内地	未整備森林緊急整備事業	50,137	33,734	保育間伐等 85ha
	林内路網緊急整備事業	247,453	158,895	森林作業道 87,207m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	14,075	8,279	人工造林 10ha
	計	311,665	200,908	
離島	未整備森林緊急整備事業	98,876	64,918	保育間伐 148ha
	林内路網緊急整備事業	384,320	261,445	森林作業道 99,916m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	－	－	
	計	483,196	326,363	
計	未整備森林緊急整備事業	149,013	98,652	保育間伐 233ha
	林内路網緊急整備事業	631,773	420,341	森林作業道 277,571m
	未来へつなぐ多様な森林づくり事業	14,075	8,279	人工造林 10ha
	合計	794,861	527,272	

※事業費は、査定事業費＝標準経費×査定係数（1.7）

事業名	分収林整備促進事業費	事項名	分収林整備高度化事業費
根拠法令	森林・林業基本法、分収林特別措置法		
事業概要	森林所有者の自助努力によっては整備が進まない森林において、当該所有者の経営意欲を喚起させ、公的主体による分収林整備を促進するとともに、森林づくりに対する県民の参加を促進するための条件整備等を行うことにより、森林の有する多面的機能の維持増進等に資するための活動費等を助成する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	1,509				1,509	事業費=国補助+県補助+公社負担 9,000＝4,500＋1,509＋2,991
	4	1,509				1,509	事業費=国補助+県補助+公社負担 6,824＝3,412＋1,509＋1,903

事業計画	事業期間	平成9年度～	事業主体	負担区分 国	県	その他
	分収林等施業転換推進事業（R4～7年度） （H20～21年度：美しい森林共同整備事業） （H22～24年度：分収林施業転換促進事業） （H25～29年度：分収林契約適正化事業） （H30～R3年度：分収林施業転換推進事業） ・長崎県「美しい森林」共同整備推進協議会 9,000千円（長崎県補助金1,509千円）		協議会	1/2以内	10/10以内	

〈事業内容〉

１．分収林促進活動事業

公的主体による分収方式の森林整備を促進するために行う現況確認及び境界確認作業

２．分収林整備活動事業

森林所有者に対する森林整備の重要性及び分収林制度の普及啓発活動

３．分収林事務活動事業

既往の契約に係る分収林の施業方法の見直しに必要な契約変更のための所有者確認作業及び森林の現況確認作業並びに伐期延長を図るために行う契約当事者への説明及び協議調整

４．分収林等施業転換推進事業

森林整備法人等が管理している分収林及び分収林周辺の森林の計画的・効率的な森林整備と分収林契約の契約期間内若しくは満了後又は解除後における森林の公益的機能の発揮のために行う契約変更、新たな収益確保の取組、採算性等調査、契約解除及び分収林周辺の森林の調査等に関する事業

(1) 契約変更等（施業方法の変更、分収比率の変更、新たな収益確保の取組）

(2) 契約解除等（契約解除、採算性等調査）　(3) 分収林周辺の森林の調査等

〈事業実績〉

分収林整備高度化事業補助金交付実績　（単位：千円）

交付先＼年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4（決定）
長崎県林業公社	592	13,003	7,322	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
対馬林業公社	592	9,353	4,262	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－
美しい森林協議会	－	－	5,487	11,273	9,100	4,670	3,100	2,771	1,815	1,815	1,623	1,623	1,509	1,509	1,509	1,509	1,509
小計：県補助金	1,184	22,356	17,071	11,273	9,100	4,670	3,100	2,771	1,815	1,815	1,623	1,623	1,509	1,509	1,509	1,509	1,509
国補助金	－	－	12,845	10,483	8,686	4,500	3,000	2,722	1,766	1,815	2,023	1,417	1,400	1,500	2,638	3,423	4,000
公社負担	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	400	0	109	9	1,129	1,914	2,491
合計：事業費	1,184	22,356	29,916	21,756	17,786	9,170	6,100	5,493	3,581	3,630	4,046	3,040	3,018	3,018	5,276	6,846	8,000

事業名	優良種苗確保費	事項名	採種源整備費
根拠法令	林業種苗法、森林法		
事業概要	１．種苗生産対策 次代検定林の調査、苗畑検査等を行う。 ２．採取源整備 指定採取源を整備し、穂木の採取及び種子の採取、精選、保管を行う。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	4,156			830	3,326	「その他」は、財産収入
	4	3,726			400	3,326	「その他」は、財産収入

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	林業用優良種苗の生産 昭和36年度～ 県採取、穂園の設定・管理 昭和38年度～ 次代検定林の調査 昭和45年度～					
	①次代検定林材質調査 ②県採種穂園の整備 ③種子採取、結実促進 ④穂木採取		県		10/10	

〈事業内容〉

１．次代検定林材質調査　　東彼杵郡東彼杵町遠目郷　県有林(ヒノキ)
２．種　子　採　取　　スギ　1kg、ヒノキ１４kg
３．穂　木　採　取　　スギ　２０千本
４．結　実　促　進　　ジベレリン処理　３００本、カメムシ防除　５００袋
５．県採種穂園の整備　　樹形誘導、整枝剪定、下刈等

〈参考事項〉

遠目育種園の概要

沿革：昭和３９年　　東彼杵町遠目郷国有林（31.68ha）を借受け、造成
　　昭和４８年　　同国有林を購入。

種別	樹種	植栽年度	面積（ｈａ）
採種園	スギ	Ｓ３９～４３	４．１４
	ヒノキ	Ｓ４０～４４	１１．８９
	スギ（少花粉）	Ｈ２８	０．１０
	ヒノキ（少花粉）	Ｈ３０～Ｒ０２	０．４２
	クロマツ	Ｓ６１，Ｈ３０	０．５０
採穂園	スギ	Ｓ３９～４１	１．５７
	スギ（少花粉）	Ｈ１８，２９～３０	０．８７
次代検定林	ヒノキ	Ｓ４４	１．５０
低密度植栽試験	ヒノキ	Ｈ１９	１．３０
防護林、採種林	スギ、ヒノキ、マツ	－	９．３９
合計			３１．６８

事業名	県営林特別会計繰出金	事項名	県営林特別会計繰出金
根拠法令	長崎県林業基金条例 長崎県行造林規則		
事業概要	県営林事業及び県営林事業に係る県債償還の経費の不足分について、一般会計から県営林特別会計へ繰り出す。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	104,832				104,832	
	4	109,941				109,941	

事業計画	事業期間	平成5年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	県営林事業分 22,503千円 県債償還分 元金 50,838千円 利子 31,491千円 計 104,832千円		県		10/10	

〈事業実績〉 令和４年度
県営林事業分 21,554千円
県債償還分 元金 54,484千円
利子 33,903千円
計 109,941千円

事業名	森林環境保全整備事業費（林道公共）	事項名	育成林整備林道事業費 （ 県 営、　補 助 営 ）
根　拠 法　令	森林・林業基本法、森林法、離島振興法、過疎地域自立促進特別措置法 長崎県林道事業補助金実施要綱		
事　業 概　要	森林の有する多面的な機能のうち、水土保全及び木材生産機能の高い森林について、その機能を効率的に発揮させるための基盤となる森林管理道等の新設及び改築を行うとともに、同事業を実施する市町村に対し補助する。		

	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
予算額 （千円）	5	70,500	54,850	10,500		5,150	単独事務費2,800千円を含む
	4	93,690	73,750	14,100		5,840	単独事務費2,950千円を含む

事業計画	事業期間	事業主体	負　担　区　分		
			国	県	その他
	① 県営（過疎・離島・その他）	県	50／100	50／100	―
	② 補助営（過疎・離島）	市町	50／100	10／100	40／100
	③　〃　（その他）	市町	45／100	10／100	45／100

〈事業内容〉

令和５年度事業内容

補助営（川原線、内闇線、一重鳴滝線、田口サエ）　4路線　延長　930m

計　　4路線　延長 930m　　県事業費　70,500千円

〈事業実績〉

令和４年度事業内容

補助営（川原線、内闇線、鶏知焼松線、賀谷塩浜線、一重鳴滝線）　5路線　延長　1,648m

計　　5路線　延長 1,648m　　県事業費　93,690千円

〈参考事項〉

Ⅰ．採択基準

1．森林管理道

(1) 利用区域内の森林面積が50ha以上（過疎地域等は30ha以上）。

(2) 全体計画延長1km以上（過疎地域等は0.8km以上）。

(3) 着工後10年以内に利用区域内森林面積の10%以上の森林整備の実施が、確実に見込まれること。

(4) 林業効果指数が0.9以上であること。

(5) 費用対効果が1.0以上であること。

事業名	道整備交付金事業費（林道公共）	事項名	道整備交付金事業費（補助営）
根拠法令	地域再生法、森林・林業基本法、森林法 長崎県林道事業補助金実施要綱		
事業概要	市町が作成した地域再生計画に基づき、地域経済基盤の強化と生活環境の整備を図るために市町道及び農道と連携し一体となった森林管理道、森林施業道の新設及び改築を行うとともに、改良、舗装を含めた同事業を実施する市町村に対し補助する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	26,050	20,235	4,600		1,215	
	4	37,800	28,350	7,600		1,850	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 県　営（開設、改築）		県	50／100	50／100	－
	② 補助営（開設、改築）		市町村	45／100	10／100	45／100
	③ 補助営（改良・幹線）		市町村	50／100	10／100	40／100
	④ 補助営（改良・その他）		市町村	30／100	10／100	60／100
	⑤ 補助営（舗装・幹線）		市町村	1／2	1／10	4／10
	⑥ 補助営（舗装・その他）		市町村	1／3	1／10	17／30

〈事業内容〉

令和５年度事業内容

②補助営（開設：内藪線、田代線）2路線　延長　348m

④補助営（改良：瀬替線）1路線　延長　200m

県事業費　26,020千円

〈事業実績〉

令和４年度事業実績見込

②補助営（開設：内藪線、田代線）2路線　延長　157m

④補助営（改良：瀬替線、安満線、宇戸線）3路線　延長　2,346m

県事業費　37,800千円

〈参考事項〉

Ⅰ．採択基準

地域森林計画に定める林道であること（林道規定による構造・規格等）

1．森林管理道

(1) 利用区域内の森林面積が50ha以上（過疎地域等は30ha以上）。

(2) 全体計画延長1km以上（過疎地域等は0.8km以上）。

(3) 着工後10年以内に利用区域内森林面積の10％以上の森林整備の実施が、確実に見込まれること。

(4) 林業効果指数が0.9以上であること。

(5) 費用対効果が1.0以上であること。

事業名	林道点検診断・保全整備事業費（林道公共）	事項名	林道点検診断・保全整備事業費 （ 県 営、　補 助 営 ）
根　拠 法　令	森林・林業基本法、森林法、離島振興法 長崎県林道事業補助金実施要綱		
事　業 概　要	既設の林道について、トンネルや橋梁等の点検診断、補修及び更新等を実施することにより通行の安全確保及び施設の長寿命化を図る。 また、同事業を実施する市町村に対し補助する。		

予算額 （千円）	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	8,152	6,660			1,492	
	4	26,516	21,563			4,953	

事業計画	事業期間		事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	① 県営（離島・その他）		県	50／100	50／100	－
	② 補助営（離島・その他）		市町村	50／100	10／100	40／100

〈事業内容〉

令和5年度事業内容

補助営【点検診断】（大村市）　5路線　6箇所

補助営【点検診断】（雲仙市）　2路線　2箇所

計　　7路線　8箇所　　県事業費　3,052千円

〈事業実績〉

令和4年度事業内容

補助営【点検診断】（対馬市）　66路線　165箇所

計　　66路線　165箇所　　県事業費　26,516千円

〈参考事項〉

Ⅰ．採択基準

1．点検診断

(1) 林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断を実施。

(2) インフラ長寿命化基本計画に基づく個別施設計画を策定すること。

2．保全整備

(1) 点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施。

(2) １箇所当たりの事業費は、40万円以上、900万円未満とする。

(3) 個別施設計画に基づく補修及び更新等であること。

事業名	森林づくり林道網整備事業費	事項名	ながさき森林づくり林道整備事業費
根拠法令	長崎県林道事業補助金実施要綱		
事業概要	国庫補助の対象とならない森林地域において、森林の持つ多様な機能を高度に発揮させるため、林道の開設、改築、改良及び舗装を行う市町村等に対し補助する。		

予算額(千円)	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	2,407			2,407		「その他」は、諸収入
	4	2,407			2,407		「その他」は、諸収入

事業計画	事業期間	平成19年度～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 開設 ② 改良・舗装		市町村	ー ー	45／100 1／3	55／100 2／3

〈事業内容〉

令和５年度事業内容（県事業費　2,407千円）

1．改良・舗装（佐野原線、八天岳線）　2路線　2箇所

〈事業実績〉

令和４年度事業実績（県事業費　2,407千円）

1．改良・舗装（佐野原線、八天岳線）　2路線　2箇所

〈参考事項〉

Ⅰ．採択基準

１．開設事業

重視すべき森林の機能に応じた開設事業の採択基準は次の要件を全て満たす（(1)－⑤、(2)－⑤、(3)－③は除く）事業に限るものとする。

(1)　資源循環林

①　地域森林計画に登載されていること。

②　森林面積がおおむね30ha以上で計画延長500m以上。

③　要間伐林分面積（3～9齢級）が10ha以上。

④　森林所有者が2名以上。

⑤　特に知事が必要と認めるもの。

(2)　水土保全林

①　地域森林計画に登載されていること。

②　森林面積がおおむね30ha以上で計画延長500m以上。

③　水土保全機能の高い森林のうち、要整備林分の面積が3ha以上。

④　森林所有者が2名以上。

⑤　特に知事が必要と認めるもの。

(3)　森林と人との共生林

①　県民が直接森林とふれあうことが可能となる森林へのアクセス道路で、林道沿線に既設の森林公園や保健休養施設又は計画のある路線であり、同時に効率的な林業経営に資する林道の開設（改築）。

②　森林面積がおおむね3ha以上で計画延長200m以下。
林道にかかる附帯施設：残土を利用した林間駐車場。

③　特に知事が必要と認めるもの。

２．改築事業

採択基準は、次の要件のうち(1)と(3)または(2)と(3)の要件を満たす事業に限るものとする。

(1) 森林面積がおおむね30ha以上で計画延長500m以上。

(2) 既設の林道および林道網形成上重要な作業道等で林道台帳に登載可能なもの。

(3) 施行主体は、市町村又は維持管理が確実に実行できる団体であること。

(4) 特に知事が必要と認めるもの。

３．改良事業

採択基準は、次の要件のうち(1)と(3)または(2)と(3)の要件を満たす事業に限るものとする。

(1)　林道台帳に登載されている路線であること。

(2)　林道網形成上重要な作業道等で林道台帳に登載可能なもの。

(3)　改良の種類は、次の各号の一に該当する工事とする。ただし、維持管理と認められる工事は除く。

①　橋梁改良

②　局部改良

(ｱ)　勾配及び曲線修正

(ｲ)　待避所の新設又は改良

(ｳ)　排水施設の新設又は改良

(ｴ)　防護施設の施設又は改良

③　幅員拡張

④　法面保全

⑤　山火事防止

(4)　特に知事が必要と認めるもの。

４．舗装事業

採択基準は、次の要件のうち(1)、(2)、(3)の要件を満たす事業に限るものとする。

(1) 林道台帳に登載されている路線であること。

(2) 舗装のできる区間は、次の各号に該当する工事区間とする。

①　連絡林道（国県道、市町村道及び林道と連絡する路線）

(ｱ)　家屋等がある区間

(ｲ)　農地がある区間

(ｳ)　縦断勾配が7%以上の区間

(ｴ)　曲線半径が20m未満の急カーブ区間

(ｵ)　その他必要な区間

上記(ｱ)～(ｴ)の舗装区間と舗装区間のすりつけ部及び土質が悪く、轍が形成されやすいなど通行の支障となる区間。

②　突っ込み林道

(ｱ)　縦断勾配が7%以上の区間

(ｲ)　曲線半径が20m未満の急カーブ区間

(3)　計画延長500m以上。

民有林治山事業の体系　（国メニュー）

- 補助事業
  - 治山等激甚災害対策特別緊急
    - 治山激甚災害対策特別緊急
    - 火山治山激甚災害対策特別緊急
    - 地すべり激甚災害対策特別緊急
  - 山地治山総合対策
    - 復旧治山
    - 山地災害重点地域総合対策
    - 流木防止総合対策
    - 緊急総合治山
    - 緊急予防治山
    - 緊急機能強化・老朽化対策
    - 地すべり防止
    - 緊急総合地すべり防止
    - 防災林造成
    - 保安林整備
      - 保安林総合改良
      - 保安林買入
      - 保育
    - 流域保全総合治山
- 農山漁村地域整備交付金
  - 森林基盤整備
    - 予防治山
    - 緊急防災減災対策総合治山
    - 機能強化・老朽化対策
    - 森林土木効率化等技術開発
    - 林地荒廃防止
    - 共生保安林整備
    - 保安林管理道整備
  - 水産基盤整備（漁場保全の森づくり事業）
    - 奥地保安林保全緊急対策
    - 保安林改良
    - 海岸防災林造成
  - 効果促進事業

事業名	山　地　治　山　費	事項名	復　旧　治　山　費
根拠法令	森林法・離島振興法・森林整備保全事業計画		
事業概要	山地において天然現象によって発生した崩壊地、荒廃渓流、はげ山で、現に下流に被害を与え、又は被害を与える恐れがあって、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたい地区に治山ダム工・土留工・水路工・植栽工等を実施する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	1,184,900	604,400	569,500		11,000	県単独事務費11,000千円を含む
	4	748,099	379,099	357,400		11,600	県単独事務費11,600千円を含む

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分 国	県	その他
	①通常		県	50/100	50/100	
	②火山地域		県	55/100	45/100	

〈事業内容〉事業計画

【補助金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土半島離島	R5当初予算 事業費	工事費	国費
県央	復旧治山	宗津	長崎市	本土	84,000	80,000	44,000
県央	復旧治山	古里	長崎市	半島	42,000	40,000	20,000
県央	復旧治山	宮摺	長崎市	本土	31,500	30,000	16,500
県央	緊急治山	原町	大村市	本土	84,000	80,000	44,000
県央	復旧治山	木場	川棚町	本土	58,800	56,000	30,800
県央	復旧治山	上〆	波佐見町	本土	52,500	50,000	27,500
県央	復旧治山	中〆	波佐見町	本土	63,000	60,000	33,000
県央計			7箇所		415,800	396,000	215,800
県北							
県北計			0箇所		0	0	0
島原	緊急治山	小地獄	雲仙市	半島	105,000	100,000	55,000
島原	復旧治山	古湯	雲仙市	半島	126,000	120,000	66,000
島原計			2箇所		231,000	220,000	121,000
五島							
五島計			0箇所		0	0	0
壱岐							
壱岐計			0箇所		0		
対馬	復旧治山	舟志	対馬市	離島	52,500	50,000	25,000
対馬	復旧治山	阿連	対馬市	離島	63,000	60,000	30,000
対馬	復旧治山	銘	対馬市	離島	63,000	60,000	30,000
対馬計			3箇所		178,500	170,000	85,000
補助金（Ｒ５）計			12箇所		825,300	786,000	421,800

【交付金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土半島離島	R5当初予算 事業費	工事費	国費
県央							
県央計			0箇所		0	0	0
県北	林地荒廃	白石	平戸市	半島	283,500	270,000	148,500
県北計			1箇所		283,500	270,000	148,500
島原	林地荒廃	内野	南島原市	半島	65,100	62,000	34,100
島原計			1箇所		65,100	62,000	34,100
五島							
五島計			0箇所		0	0	0
壱岐							
壱岐計			0箇所		0	0	0
対馬							
対馬計			0箇所		0	0	0
本庁							
本庁計			0箇所		0	0	0
交付金（Ｒ５）計			2箇所		348,600	332,000	182,600

区分	箇所数	事業費	工事費	国費
本土	6	373,800	356,000	195,800
半島	5	621,600	592,000	323,600
離島	3	178,500	170,000	85,000
計	14	1,173,900	1,118,000	604,400

〈事業実績〉

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費（千円）
H27	21	842,997
H28	16	849,939
H29	25	1,059,881
H30	22	1,222,532
R元	21	1,132,489
R２	21	1,218,878
R３	10	1,174,948
R４	32	2,176,007

※現年+前年度繰越

※R元にはH30ゼロ国、R元補正を含む。　R2にはＲ元ゼロ国、R2補正を含む。

〈参考事項〉

採択基準

a　1～2級河川上流

b　その他の河川又は地区で次に該当するもの

イ　市街地集落（人家10戸以上）の保護

ロ　主要公共施設（学校・官公署・病院・鉄道・道路(道路法上の道路並びに林道及び農道)・港湾等）の保護

ハ　農地（10ha以上）、ため池（貯水量3万㎥以上）、用排水施設（面積100ha以上）等の保護

ニ　受益戸数20戸以上の沿岸漁場の保全

c　工事規模　1施行箇所の事業費　　全体計画70,000千円以上
（ＩＣＴ施工の場合、全体計画35,000千円以上）

事業名	山　地　治　山　費	事項名	予　防　治　山　費
根拠法令	森林法・離島振興法・森林整備保全事業計画		
事業概要	山腹崩壊危険地、はげ山移行地、侵食などにより荒廃のきざしのある渓流などを対象として、荒廃危険山地の崩壊等を未然に防止、災害から国土を守るため治山ダム・土留工・水路工・植栽工等を実施する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	2,126,250	1,048,350	1,077,900		0	
	4	2,167,026	1,052,534	1,114,400		92	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分 国	県	その他
	①通常		県	50/100	50/100	
	②火山地域		県	55/100	45/100	

〈事業内容〉事業計画

【補助金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土半島離島	R5当初予算 事業費	工事費	国費
県央	緊急予防	布巻	長崎市	半島	42,000	40,000	20,000
県央	緊急予防	福島	西海市	半島	47,250	45,000	22,500
県央	緊急予防	川内	東彼杵町	本土	42,000	40,000	22,000
県央計			3箇所		131,250	125,000	64,500
県北	緊急予防	赤坂	佐世保市	半島	66,150	63,000	31,500
県北	緊急予防	古川	佐々町	半島	73,500	70,000	35,000
県北計			2箇所		139,650	133,000	66,500
島原	予防治山	権田	南島原市	半島	15,750	15,000	8,250
島原	機能強化	京泊	雲仙市	半島	46,200	44,000	24,200
島原計			2箇所		61,950	59,000	32,450
五島	緊急予防	若松	新上五島町	離島	157,500	150,000	75,000
五島	緊急予防	鯛ノ浦	新上五島町	離島	52,500	50,000	25,000
五島	緊急予防	松山	五島市	離島	84,000	80,000	40,000
五島計			3箇所		294,000	280,000	140,000
壱岐							
壱岐計			0箇所		0	0	0
対馬	緊急予防	横浦	対馬市	離島	94,500	90,000	45,000
対馬	機能強化	久和	対馬市	離島	36,750	35,000	17,500
対馬計			2箇所		131,250	125,000	62,500
補助金（Ｒ５）計			12箇所		758,100	722,000	365,950

【交付金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土半島離島	R5当初予算 事業費	工事費	国費
県央	予防治山	城山台	長崎市	本土	47,250	45,000	24,750
県央	予防治山	虹が丘	長崎市	本土	52,500	50,000	27,500
県央	予防治山	茂木	長崎市	本土	63,000	60,000	33,000
県央	予防治山	坂口	時津町	本土	84,000	80,000	44,000
県央	予防治山	田下	時津町	本土	52,500	50,000	27,500
県央	予防治山	中尾	東彼杵町	本土	42,000	40,000	22,000
県央	予防治山	蔵本	東彼杵町	本土	16,800	16,000	8,800
県央	予防治山	岳辺田	波佐見町	本土	16,800	16,000	8,800
県央	予防治山	湯無田	波佐見町	本土	16,800	16,000	8,800
県央	機能強化	木場	川棚町	本土	52,500	50,000	27,500
県央計			10箇所		444,150	423,000	232,650
県北	予防治山	町畑	佐世保市	本土	52,500	50,000	25,000
県北	林地荒廃	瀬戸越	佐世保市	本土	36,750	35,000	17,500
県北	林地荒廃	根獅子	平戸市	半島	5,250	5,000	2,750
県北計			3箇所		94,500	90,000	45,250
島原	予防治山	刈水	雲仙市	半島	63,000	60,000	33,000
島原	予防治山	岩下	南島原市	半島	31,500	30,000	16,500
島原	予防治山	与茂作	南島原市	半島	31,500	30,000	16,500
島原	予防治山	堀切	南島原市	半島	73,500	70,000	38,500
島原計			4箇所		199,500	190,000	104,500
五島	予防治山	矢神	五島市	離島	94,500	90,000	45,000
五島	予防治山	大瀬	五島市	離島	63,000	60,000	30,000
五島	予防治山	築地	新上五島町	離島	42,000	40,000	20,000
五島	予防治山	堤	新上五島町	離島	21,000	20,000	10,000
五島	機能強化	大宝	五島市	離島	63,000	60,000	30,000
五島	機能強化	道土井	新上五島町	離島	42,000	40,000	20,000
五島	機能強化	浜ノ畔	五島市	離島	73,500	70,000	35,000
五島計			7箇所		399,000	380,000	190,000
壱岐	予防治山	串山	壱岐市	離島	31,500	30,000	15,000
壱岐計			1箇所		31,500	30,000	15,000
対馬	予防治山	志多浦	対馬市	離島	56,700	54,000	27,000
対馬	地域防災	犬ヶ浦	対馬市	離島	16,800	16,000	8,000
対馬	地域防災	鰐浦	対馬市	離島	21,000	20,000	10,000
対馬計			3箇所		94,500	90,000	45,000
本庁	効果促進	内地一円		本土	52,500	50,000	25,000
本庁	効果促進	離島一円		離島	52,500	50,000	25,000
本庁計			2箇所		105,000	100,000	50,000
交付金（Ｒ５）計			30箇所		1,368,150	1,303,000	682,400

区分	箇所数	事業費	工事費	国費
本土	14	627,900	598,000	322,150
半島	11	495,600	472,000	248,700
離島	17	1,002,750	955,000	477,500
計	42	2,126,250	2,025,000	1,048,350

〈事業実績〉

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費（千円）
H27	16	569,618
H28	18	598,273
H29	7	986,346
H30	24	1,018,113
R元	31	1,750,756
R２	49	2,722,198
R３	49	2,213,251
R４	56	2,121,729

※現年＋前年度繰越

〈予防治山〉

採択基準

a　1～2級河川上流

b　その他の河川又は地区で次に該当するもの

イ　市街地集落（人家10戸以上）の保護

ロ　主要公共施設（学校・官公署・病院・鉄道・道路(道路法の道路並びに林道及び農道)・港湾等）の保護

ハ　農地（10ha以上）、ため池（貯水量3万㎥以上）、用排水施設（面積100ha以上）等の保護

ニ　受益戸数20戸以上の沿岸漁場の保全

c　1施行箇所の事業費（括弧書きは里山等保安林機能強化対策を行う場合の事業費）

年度計画　山腹　8,000千円以上（10,000千円以上）

渓流　15,000千円以上（17,000千円以上）

〈緊急予防治山〉

採択基準

a　山地災害危険地区の山腹崩壊危険度評価が高く、かつ保全対象危険度評価が高いもの（山地災害危険地区に関する情報が地域住民に周知されているもの）

b　保安林であり、表土が流出するする等、水土保全機能が著しく低下し、崩壊若しくは土砂、流木等の流出を発生させ若しくは発生させる恐れがあるもの

c　市街地又は人家（10戸以上）の保護

d　工事規模　1施行箇所の事業費　山腹　8,000千円以上

渓流　15,000千円以上

事業名	共 生 保 安 林 整 備 費	事項名	共 生 保 安 林 整 備 費
根拠法令	森林法・地方財政法・離島振興法・森林整備保全事業計画		
事業概要	海岸からの飛砂、潮風等による被害から人家・農家等を保護するため防潮工・防風工・植栽工等を実施する。		

予算額(千円)	年度	金，額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	97,650	46,500	45,200	5,950	0	「その他」は、負担金
	4	－	－	－	－	－	「その他」は、負担金

事業計画	事業期間	事業主体	負担区分 国	県	その他
	①内地	県	50/100	43/100	7/100
	②離島	県	50/100	45/100	5/100

〈事業内容〉　事業計画

【補助金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土半島離島	R5当初予算 事業費	工事費	国費
県央							
県央計			0箇所		0	0	0
県北	防災林	小値賀	小値賀町	離島	29,400	28,000	14,000
県北計			1箇所		29,400	28,000	14,000
島原	防災林	白浜	南島原市	半島	68,250	65,000	32,500
島原計			1箇所		68,250	65,000	32,500
五島							
五島計			0箇所		0	0	0
壱岐							
壱岐計			0箇所		0		
対馬							
対馬計			0箇所		0	0	0
補助金（Ｒ５）計			2箇所		97,650	93,000	46,500

区分	箇所数	事業費	工事費	国費
本土	0	0	0	0
半島	1	68,250	65,000	32,500
離島	1	29,400	28,000	14,000
県計	2	97,650	93,000	46,500

〈事業実績〉

（単位：千円）

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費
H27	－	－
H28	－	－
H29	1	15,642
H30	1	31,499
R元	1	36,120
R２	1	20,999
R３	1	89,249
R４	2	68,240

※現年+前年度繰越

〈参考事項〉

海岸防災林造成

○　採択基準

a　農地（林帯延長100mにつき後方2ha以上、防風林の造成にあたっては造成面積の10倍以上）

b　工事規模

１施工箇所の事業費　年度計画　5,000千円以上

事業名	保　安　林　整　備　費	事項名	保　　育　　費
根　拠 法　令	森林法・離島振興法・森林整備保全事業計画		
事　業 概　要	既往の治山事業施行地の森林、水源地域の機能が低位な保安林等のうち保育を必要とする保安林について、下刈、追肥、除伐、本数調整伐、枝落し等を実施する。		

予算額 （千円）	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	7,665	2,433	5,200		32	
	4	22,061	7,003	15,000	—	58	

事業計画	事業期間		事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	保育		県	1/3	2/3	

〈事業内容〉　事業計画

【補助金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土 半島 離島	R5当初予算		
					事業費	工事費	国費
県央							
県央計			0箇所		0	0	0
県北	保育	小値賀	小値賀町	離島	2,100	2,000	667
県北計			1箇所		2,100	2,000	667
島原	保育	尾茂田	雲仙市	半島	1,050	1,000	333
島原計			1箇所		1,050	1,000	333
五島	保育	五島	五島市	離島	945	900	300
五島	保育	上五島	新上五島町	離島	945	900	300
五島計			2箇所		1,890	1,800	600
壱岐	保育	壱岐	壱岐市	離島	1,050	1,000	333
壱岐計			1箇所		1,050	1,000	333
対馬	保育	椎根	対馬市	離島	1,575	1,500	500
対馬計			1箇所		1,575	1,500	500
補助金（Ｒ５）計			6箇所		7,665	7,300	2,433

区分	箇所数	事業費	工事費	国費
本土	0	0	0	0
半島	1	1,050	1,000	333
離島	5	6,615	6,300	2,100
計	6	7,665	7,300	2,433

〈事業実績〉

事業年度	実施箇所数	事業費（千円）
H27	3	13,227
H28	4	15,434
H29	3	9,448
H30	4	11,127
R元	3	8,314
R２	4	9,133
R３	5	19,932
R４	8	28,779

〈参考事項〉

○　採択基準

a　12齢級以下の林分（防災林造成施行地にあっては13齢級）

b　既往の治山事業施行地

c　水源地域整備事業の対象地域（事業の実施済み地域及び予定地域を含む）に存する機能が低位な保安林（人工林含む）

d　治山施設の効果区域内の存する機能が低位な保安林（人工林を含む）であって、既存の治山施設と一体的な保育を必要とする箇所

e　工事規模

1施工箇所の事業費　年度計画　500千円以上

事業名	地　す　べ　り　防　止　費	事項名	地　す　べ　り　防　止　費
根　拠 法　令	地すべり等防止法・離島振興法・森林整備保全事業計画		
事 業 概 要	地すべりによる被害を防止、軽減するために、ずい道工・集水井工・ボーリング暗きょ工・杭打工・アンカー工の対策工事を行う。		

予算額 （千円）	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	430,500	205,000	225,500		0	
	4	313,950	149,500	164,400		50	

事 業 計 画	事業期間		事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	地すべり防止		県	1/2	1/2	

〈事業内容〉

【補助金：Ｒ５】　（単位：千円）

地方機関	事業名	箇所名	市町	本土 半島 離島	R5当初予算			備考
					事業費	工事費	国費	
県央								
県央計			0箇所		0	0	0	
県北	地すべり	雇尾	松浦市	半島	42,000	40,000	20,000	
県北	地すべり	大瀬	佐世保市	半島	31,500	30,000	15,000	
県北	地すべり	石倉	松浦市	半島	84,000	80,000	40,000	
県北	地すべり	川内谷	佐々町	半島	73,500	70,000	35,000	
県北	地すべり	白石	平戸市	半島	105,000	100,000	50,000	
県北計			5箇所		336,000	320,000	160,000	
島原	緊急地すべり	大抜	南島原市	半島	94,500	90,000	45,000	
島原計			1箇所		94,500	90,000	45,000	
五島								
五島計			0箇所		0	0	0	
壱岐								
壱岐計			0箇所		0			
対馬								
対馬計			0箇所		0	0	0	
補助金（Ｒ５）計			6箇所		430,500	410,000	205,000	

区分	箇所数	事業費	工事費	国費	備考
本土	0	0	0	0	0
半島	6	430,500	410,000	205,000	0
離島	0	0	0	0	0
計	6	430,500	410,000	205,000	0

〈事業実績〉

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費（千円）
H26	7	471,509
H27	10	661,494
H28	8	448,244
H29	8	288,119
H30	10	479,777
R元	8	471,762
R２	12	781,923
R３	2	230,473
R４	7	198,246

※現年+前年度繰越

＜参考＞

○　採択基準

a　地すべり防止区域内の地すべりで、現に下流に被害を与え、又は与える恐れがあり、流域保全上重要なもの及び公共の利害に密接な関係を有し、民心安定上放置し難いもので次のいずれかに該当するもの。

1. 1級河川上流
2. 2級河川上流
3. その他の河川又は地区で、次の各号のいずれかに該当するもの。

ア．市街地又は集落（人家10戸以上）の保護

イ．主要公共施設（学校、官公署、病院、鉄道(私鉄を含む。)、道路(道路法上の道路並びに林道及び農道をいう。)、港湾等）の保護

ウ．農地、ため池、用排水施設等の保護

b　工事規模

1施工箇所の事業費

全体計画　100,000千円以上事項〉

事業名	緊　急　治　山　費	事 項 名	災 害 関 連 緊 急 治 山 費
根　拠 法　令	森林法		
事　業 概　要	民有林等において、災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地につき、再度災害を防止するため、当該災害発生年に緊急に行う保安施設事業		

予算額 (千円)	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	555,000	352,381	202,600		19	
	4	379,000	240,634	138,300		66	

事業計画	事業期間		事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	災害関連緊急治山事業		県	2/3	1/3	

〈事業内容〉

事業計画　　県　下　一　円

〈事業実績〉

（単位：千円）

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費
H25	0	0
H26	1	59,270
H27	1	47,779
H28	0	0
H29		0
H30	0	0
R元	3	421,312
R2	6	755,244
R3	4	529,995
R4	0	0

〈参考事項〉

○　採択基準

当該風水害、なだれ等により発生し、又は拡大した荒廃山地で、次期降雨等による荒廃の拡大若しくは土砂の流出により被害を与えるおそれがあるとみられるもののうち、次の各号の一に該当するもの。

(1)　重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要のあるもの

(2)　公共の利害に密接な関係を有し、民心安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの

ア　鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道、利用区域面積500ha以上の林道、その他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

イ　官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ　農地、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量3万㎥以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの（なだれに係るものを除く。）

エ　人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

(3)　次の各号の一に該当するものは採択しない。

①　1箇所の復旧事業費が、原則として6,000千円以下のもの

②　森林法上の違反伐採に起因して発生し、又は拡大した荒廃山地等

③　鉱石、石材等の採取等による山地荒廃等で、当該鉱業権者等にその復旧の責の存するもの

④　復旧事業費に比し経済効果が小なるもの

事業名	緊　急　治　山　費	事項名	災害関連緊急地すべり防止費
根拠法令	地すべり等防止法		
事業概要	地すべり防止区域（当該年度内において地すべり防止区域の指定を行うことが確実な区域を含む。）内において、地すべり災害が新たに発生し、又は拡大した地すべりにつき、当該災害発生年に緊急に復旧する必要のある箇所において地すべり防止施設を設置する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	85,000	53,968	31,000		32	
	4	85,000	53,968	31,000		32	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	①通常		県	2/3	1/3	
	②災害関連緊急地すべり防止事業のうち山腹にかかるもの		県	1/2	1/2	

〈事業内容〉

事業計画　　県下一円

〈事業実績〉　　（単位：千円）

事業年度	実施箇所数	事業費
H26	0	0
H27	0	0
H28	0	0
H29	0	0
H30	0	0
R元	0	0
R２	0	0
R３	2	255,618
R４	0	0

〈参考事項〉

○　採択基準

都道府県知事が管理を行う地すべり防止区域内において、当該地すべり等により発生し、又は拡大した地すべり地で、次期降雨、地下水等による地すべりの拡大又は土砂の流出により被害を与えるおそれがあると認められるもののうち、次の各号の一に該当するもの

(1)　重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施工する必要があるもの

(2)　公共の利害に密接な関係を有し、民心安定上放置しがたいもので、次の各号の一に該当するもの

ア　多量の崩土が渓流又は河川に流入し、下流の１級河川又は２級河川に被害を与えると認められるもの

イ　鉄道、都道府県道（指定都市の市道を含む。）以上の道路又は迂回路のない市町村道、利用区域面積500ha以上の林道、その他公共施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

ウ　官公署、学校、病院等の公共建物又は鉱工業施設のうち重要なものに被害を与えると認められるもの

エ　農地（10ha以上のもの）、農道（関係面積10ha以上のもの）、ため池（貯水量3万㎥以上のもの）又は用排水施設（関係面積100ha以上のもの）のいずれかに直接被害を与えると認められるもの

オ　人家10戸以上に被害を与えると認められるもの（人家10戸未満であって当該地域に存する市町村道の被害を含め考慮し、それが人家10戸以上の被害に相当すると認められるものを含む。）

(3)　次の各号の一に該当するものは採択しない

①　1箇所の復旧事業費が、原則として6,000千円以下のもの

②　地すべり等防止法上の違反行為に起因して、又は拡大した地すべり地等

③　鉱石、石材等の採取等による山地荒廃等で、当該鉱業権者等にその復旧の責の存するもの

④　復旧事業費に比し経済効果が小なるもの

事業名	林　地　崩　壊　防　止　費	事項名	林　地　崩　壊　防　止　費

根　拠 法　令	林地崩壊防止事業実施要綱 長崎県補助金等交付規則、長崎県補助治山事業補助金等交付要綱
事　業 概　要	激甚災害による林地崩壊のうち、人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与える恐れのある箇所に、市町が防災施設（土留工・水路工・植栽工等）を新設する事業に対して補助する。

予算額 （千円）	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	20,000	13,333	6,600		67	
	4	23,000	15,333	7,600		67	

事業計画	事業期間		事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	林地崩壊防止事業		市町村	50/100	25/100	25/100

〈事業内容〉

事業計画　　県　下　一　円

事業費区分　　（単位：千円）

区　　分	国　費１／２	県　費１／４	県予算計	市町村１／４	合　　計
市町村事業費	6,530	3,265	9,795	3,265	13,060
指導監督費(3%)	195	196	391		391
事　業　費	6,725	3,461	10,186	3,265	13,451

〈事業実績〉　（単位：千円）

年度	市 町 村 名	箇所数	事業費
H10	飯盛町	1	5,175
	勝本町	4	22,149
	小　計	5	27,324
H11	佐世保市	1	23,803
	平戸市	1	4,923
	郷ノ浦町	4	19,601
	勝本町	8	53,399
	芦辺町	13	79,069
	厳原町	2	10,568
	小　計	29	191,363
H13	佐々町	1	5,005
	奈留町	1	10,506
	芦辺町	1	3,605
	上対馬町	1	7,828
	小　計	4	26,944
H15	飯盛町	1	4,992
	西彼町	2	7,488
	小　計	3	12,480
H28	南島原市北有馬町	1	6,947
	小　計	1	6,947
H30	南島原市西有家町	1	7,454
	小　計	1	7,454
R元	佐世保市鹿町町	1	74,873
	五島市岐宿町	1	7,942
	小　計	2	107,942

〈参考事項〉

○　採択基準

a　激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の規定により激甚災害として指定されること）により、林地崩壊が発生し又は拡大したもの。

b　人家2戸以上又は公共施設に直接被害を与える恐れのあるもの。

c　1箇所の事業費2,000千円以上であること。

d　同一市町村で、その事業費の合計額3,000千円又は前年度の標準税収入額の10%以上のもの。

e　都道府県が市町村に事業費の1/2を下らない率で補助すること。

○　事業の実施期間

当該災害の発生した年の4月1日の属する会計年度以降のおおむね3年以内に完了させる。

事業名	荒廃山地総合対策事業費	事項名	県　単　独　治　山　費
根　拠 法　令	森林法・地すべり防止法、ながさき県単独治山事業実施基準（県営）		
事　業 概　要	国の補助の対象とならない治山施設の維持補修、管理並びに地すべり防止区域指定等の事前調査及び治山事業のより適切な計画策定に資するため、県全域の荒廃渓流・崩壊地及び荒廃森林等の現況を把握するため調査を行う。		

予算額 （千円）	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	15,682				15,682	
	4	15,682				15,682	

事業計画	事業期間	昭和54年度　～	事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	県単独治山		県		10/10	

〈事業内容〉

事業計画　　県　下　一　円

〈事業実績〉

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費
H25	16	24,604
H26	16	19,278
H27	14	23,591
H28	16	23,350
H29	11	20,090
H30	11	13,928
R元	8	14,956
R２	10	13,668
R３	8	7,891
R４	3	5,776

事業名	防災の森林づくり事業費	事業名	防 災 の 森 林 づ く り 事 業 費
根拠法令	森林法、ながさき県単独治山事業実施基準（県営）		
事業概要	森林の持つ山地災害防止や防風防潮機能などの公益的機能を発揮させるため、機能が低下した保安林のうち、国庫補助事業の要件に適合しない箇所において、森林整備や簡易な治山施設等を設置する。 1）森林の整備・復旧 ‥‥‥ 本数調整伐、針広混交林の造成、風倒木処理、植栽、下刈等 2）簡易な治山施設 ‥‥‥ 森林の整備・復旧を補完する木柵工・石積等の簡易な治山施設 3）標識等設置 ‥‥‥ 森林の整備と一体となった管理・ＰＲ標識の設置		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	2,400			2,400		「その他」は、繰入金
	4	2,400			2,400		「その他」は、諸収入

事業計画	事業期間	平成19年度 ～	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	防 災 の 森 林 整 備 事 業		県		10/10	

〈事業内容〉

事業計画　　県 下 一 円

〈事業実績〉　　（単位：千円）

事業年度	実施箇所数	事業費
H26	6	16,058
H27	6	13,960
H28	6	12,956
H29	4	8,400
H30	3	5,447
R元	3	5,567
R２	3	3,493
R３	2	1,247
R４	2	2,264

〈参考事項〉

○　採択基準

保安林の整備によって、その機能の維持向上を図る目的で、水源地上流（ながさき水源の森緊急整備事業の対象森林を除く）、人家裏および治山事業で植栽を行った森林等で、森林の荒廃が著しい地区において、国の採択基準に該当しないもので、次の各号の一に該当するもののうち、緊急性の高いものから採択する。

ａ）災害の未然防止、その拡大を防止する。

ｂ）水源かん養機能の回復向上を図る。

ｃ）下流海域の生育環境の向上を図る。

事業名	自 然 災 害 防 止 費	事項名	県 営 自 然 災 害 防 止 事 業
根　拠 法　令	森林法・地すべり等防止法・災害対策基本法 ながさき県単独治山事業実施基準（県営）		

事　業　概　要

1．自然災害防止
　地域防災計画に登載されている災害危険地、または山地災害危険地域内で、山腹崩壊または地すべりによって発生した災害を復旧し、または災害の発生を防止するため緊急性の高いものから、山腹工・土留工・水路工・治山ダム工等を実施する。

2．山地小規模地すべり防止
　地域防災計画に登載されている災害危険地区、又は山地災害危険地区内で山地の地すべりによって発生した災害を復旧し、また災害の発生を防止するため、緊急性の高いものから排土工・排水ボーリング工・暗渠工・アンカー工・杭打工・土留工等を実施する。

3．水源かん養ミニダム整備
　森林の持つ公益的機能の一つである「水源かん養機能」を高度に発揮させ、小規模な貯水ダムを設置することにより森林と施設の一体化を図り、豪雨時の山崩れや土砂の流出等による災害を未然に防止するとともに、副次的に貯水した水を一定地域の飲用水、山林火災の防火用水や林産物へのかん水等として利用する。

予算額（千円）

年度	金　額	財源内訳 国　庫	県　債	その他	一般財源	備　考
5	570,262		560,100	10,000	162	「その他」は、負担金
4	511,695		511,600	0	95	「その他」は、負担金

事業計画

事業期間	昭和56年度　～	事業主体	負担区分 国	県	その他
	県営自然災害防止	県		10/10	
	県営自然災害防止（山地小規模地すべり）	県		8/10	2/10
	県営自然災害防止（水源かん養ミニダム整備）	県		9/10	1/10

1．自然災害防止
〈事業内容〉
　事業計画　　県下一円
〈事業実績〉　　（単位：千円）

事業年度	実施箇所数	事　業　費
H27	23	169,257
H28	23	253,342
H29	19	268,700
H30	23	242,775
R元	14	252,400
R２	17	195,688
R３	30	685,196
R４	31	369,933

〈参考事項〉

○　採択基準

災害対策基準法（昭和36年法律第223号）第42条に規定する市町村地域防災計画に登載されている地区で、かつ森林法（昭和26年法律第249号）第25条に規定する保安林、同法第41条に規定する保安施設地区、又は地すべり等防止法第3条に規定する防止区域に指定され又は、指定される見込みのある地区において、山地崩壊又は地すべりによって発生した災害を復旧し、又は災害の発生を防止するため国の採択基準以下で次の各号の一に該当するもののうち緊急性の高いものから採択する。

a　人家5戸以上、又は公共施設に直接被害を与え、又は与える恐れのある地区に実施する治山施設

b　地すべり防止区域内で緊急に実施する必要のある地すべり防止施設

c　すでに実施されている治山施設並びに地すべり防止施設に関連した施設の新設、改良

２．山地小規模地すべり防止

〈事業内容〉

事業計画　　県下一円

〈事業実績〉

事業年度	実施箇所数	事業費
H26	1	12,000
H27	0	0
H28	1	18,225
H29	0	0
H30～R2	0	0
R3	1	59,595
R4	2	29,133

(参考事項)

○　採択基準

災害対策基本法（昭和３６年法律第223号）第４２条に規定する市町村地域防災計画に登載又は、登載される見込みのある地区において、地すべりによって発生した災害を復旧し、又は災害の発生を防止するため、国庫補助事業の採択にならない箇所で次の各号に該当するもののうち緊急性の高いものから採択する。

ただし、特に知事が必要と認めたものについては、この限りではない。

a　人家又は公共施設に直接被害を与える恐れのある地区。

b　地すべり地域の面積が５ヘクタール未満の地区。

c　１箇所の事業費が3,000千円以上の箇所。

３．水源かん養ミニダム整備

〈事業内容〉

事業計画　　県下一円

〈参考事項〉

災害対策基本法（昭和３６年法律第223号）第４２条に規定する市町村地域防災計画に登載又は、登載される見込みのある地区において、山地災害の防止を図る必要のある荒廃渓流に実施する渓間工と、それに伴う山腹工で、国庫補助事業の対象とならないもののうち、次の各号に該当し、緊急性及び施工効果の高いものから採択する。

a　渓流の森林面積がおおむね10ha以上、受益戸数が10戸以上あるもので、森林面積の相当部分が保安林であるか、又は保安林に指定できる箇所に設置する治山施設。

b　前年度の財政力指数が0.4未満の市町村長から要望のあった箇所で、施工用地が確保され、ダム設置後は市町村長が維持管理することが確実なもの。

c　利水計画の実施が確実なもの。

d　１箇所の事業費が5,000千円以上、70,000千円未満に該当する箇所。

〈事業実績〉

事業年度	実施箇所数	事業費（千円）	備考
６０	2	100,000	
６１	3	100,000	
６２	4	160,000	
６３	5	175,000	
元	5	164,744	
2	5	160,000	
3	4	160,000	
4	6	210,000	
5	6	210,000	
6	6	240,000	
7	7	320,000	
8	7	320,000	
9	3	160,000	
１０	3	160,000	
１１	3	160,000	
１２	3	154,000	
１３	2	158,000	実施箇所数のほか、１箇所施工 諫早市白木峰地区（漏水対策）
１４	3	143,000	
１５	2	128,700	
１６	2	92,400	
１７	2	68,533	
合計	８３	3,544,377	

事業名	自 然 災 害 防 止 費	事項名	補 助 営 自 然 災 害 防 止 事 業
根　拠 法　令	森林法・地すべり等防止法・災害対策基本法 長崎県補助金等交付規則、長崎県補助治山事業補助金交付要綱		
事　業 概　要	地域防災計画に登載されている災害危険地、または山地災害危険地域内で、災害により荒廃した森林を復旧し、または山地災害の発生を防止するため、山腹工・土留工・水路工・治山ダム工等を実施する市町村に対して補助する。		

予算額 (千円)	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	16,000		16,000			
	4	19,500		19,500			

事業計画	事業期間	昭和56年度　～	事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	補助営自然災害防止事業		市町村		1/2	1/2

〈事業内容〉

事業計画　　県　下　一　円

〈事業実績〉

（単位：千円）

事 業 年 度	実 施 箇 所 数	事　業　費	補　助　金
H25	8	20,802	10,401
H26	8	25,156	12,574
H27	10	34,384	17,080
H28	18	52,205	26,205
H29	24	71,160	35,198
H30	6	16,374	8,182
R元	13	38,185	17,432
R2	11	53,443	20,234
R3	5	19,972	9,130
R4	7	24,965	8,501

〈参考事項〉

○　採択基準

工事費が単年度で1箇所当たり1,000千円以上となる自然災害防止事業費で、次の各号の一に該当する事業に対して補助対象事業費の上限を4,500千円として補助するものとし、その補助率は10分の5以内とする。

a　迂回路のある市町村道（通学路を除く）、農道、林道、及びこれらの附帯施設に被害を与え、又は与えると認められるもの

b　災害時、避難箇所とならない公共施設に被害を与え、又は与えると認められるもの

c　溜池、用排水施設、河川施設に直接被害を与え、又は与えると認められるもの

d　人家、農地に直接被害を与え、又は与えると認められるもの

e　その他知事が必要と認めるもの

事業名	林業施設災害復旧費	事項名	４年災害復旧費、５年災害復旧費
根拠法令	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 長崎県林道事業補助金実施要綱		
事業概要	被災した林道施設を従前の機能に回復させるため、復旧事業を行う市町に対し補助する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	748,818	747,818			1,000	
	4	581,000	580,000			1,000	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 奥地 ② その他		市町村	65／100 50／100	ー ー	35／100 50／100

〈事業内容〉令和５年度計画
過年災　県事業費　93,818千円
現年災　県事業費　655,000千円

〈事業実績〉令和４年度実績
２年発生災　県事業費　7,655千円
３年発生災　県事業費　531,312千円
計　県事業費　538,967千円

〈参考事項〉
1．採択基準
(1) 地方公共団体が維持管理する林道（経済効果の小さいものは除く）であること。
(2) 暴風・こう水・高潮・その他異常な天然現象により生じた災害であること。
(3) 1箇所の工事費が40万円以上であること。

2．基本率に上乗せする高率補助
単年災　その年1年間の復旧事業費をその被災林道の既設総延長で除した額が1メートル当たり1,000円を超える市町村に適用
連年災　当年を含む過去3年間の復旧事業費を、その被災林道の既設総延長で除した額が1メートル当たり、1,100円を超え、かつ、当年災の復旧事業費が1メートル当たり500円を超える市町村に適用
激甚災　激甚災害による復旧事業と災害関連事業の通常補助控除額（復旧事業費から暫定法高率を含む補助を差し引いた額）が既設延長1メートルあたり180円を超える市町村に適用

事業名	林地荒廃防止施設災害復旧費	事項名	林地荒廃防止施設災害復旧費
根拠法令	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律		
事業概要	被災した治山施設及び地すべり防止施設を従前の機能に回復させるため復旧事業を行う。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	162,000	123,428	38,500		72	
	4	144,000	91,473	52,500		27	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	① 内地		県	2/3	1/3	
	② 離島		県	4/5	1/5	
	③ 市町補助		市町	65/100	—	35/100

〈事業内容〉

被災した治山施設及び地すべり防止施設の復旧を実施する。

〈事業実績〉

（単位：千円）

事業年度	実施箇所数	事業費
H24	0	0
H25	0	0
H26	0	0
H27	1	30,518
H28	1	22,575
H29	0	0
H30	0	0
R元	1	365,100
R2	2	85,982
R3	1	223,404
R4	0	0

〈参考事項〉

○ 採択基準

補助治山事業で整備した県が管理する施設の復旧事業で1箇所の工事費1,200千円以上のもの。（負担法）

補助治山事業で整備した市町が管理する施設の復旧事業で1箇所の工事費400千円以上のもの。（暫定法）

特　　別　　会　　計

事業名	林業改善資金特別会計	事項名	林業改善資金貸付金 管　理　指　導　費
根　拠 法　令	林業・木材産業改善資金助成法、同法施行令、同法施行規則 長崎県林業・木材産業改善資金貸付規程、同事務取扱要領		
事　業 概　要	林業・木材産業に関する新しい事業を始める、機械施設を充実する、働く環境を整えるなどの事業を支援するため、無利子資金の貸付を行う。		

予算額 (千円)	年度	金　額	財　源　内　訳				備　　考
			国　庫	県　債	その他	一般財源	
	5	98,748			98,748		
	4	20,748			20,748		

事業計画	事業期間	昭和51年度～	事業主体	負　担　区　分		
				国	県	その他
	①貸　付　金 ②管理指導費		県 県		10/10 10/10	

〈事業内容〉

1．林業・木材産業改善資金貸付金（予算額　20,000千円）

① 借受資格者

○林業関係

森林所有者、林業労働従事者、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、素材生産業者、素材生産組合、林業経営を行う市町など

※会社の場合、資本の額もしくは出資の総額が1,000万円以下のもの、または常時使用する従業者の数が300人以下のものに限る。

○木材産業関係

木材製造業者、木材卸売業者、木材市場業者

※資本の額もしくは出資の総額が1,000万円以下の会社、または常時使用する従業者数が100人（木材製造業を営む者にあっては、300人）以下の会社もしくは個人に限る。

② 対象事業

事　業　の　目　的	具　　体　　例
新たな林業部門の経営の開始	新たに素材生産やきのこ栽培などを開始するために必要な機械・施設の導入
新たな木材産業部門の経営の開始	新たに集成材製造、プレカット加工などを開始するために必要な機械・施設の導入
林産物の新たな生産方式の導入	生産性向上、品質向上などに役立つ林業生産機械や木材加工機械の新たな導入 木材乾燥施設、木質バイオマス利用施設を含む
林産物の新たな販売方式の導入	売上高の向上などに役立つ販売用機械・施設の導入
林業労働に係る安全衛生施設の導入	防振装置付きチェーンソー、防振装置付き携帯用刈払機等の導入
林業労働に従事する者の 福利厚生施設の導入	休憩室、更衣室、浴場、シャワーなどを付備した施設等の導入

③ 貸付限度額

個人　1,500万円　　会社　3,000万円　　団体　5,000万円　　（木材産業分野　1億円）

※特認協議：貸付限度額を超えて貸付を行う場合には事前に農林水産大臣へ協議が必要。

（林業・木材産業改善資金助成法施行規則第１条ただし書き）

④ 貸付利息、償還期間

貸付利息　　無利子

償還期間　　１０年以内（うち据置期間　３年以内）（特例措置あり）

※R5は自主納付　78,000千円を計上

２．管理指導費（予算額　７４８千円）

① 貸付金償還金収納事務委託

長崎県森林組合連合会に貸付事務及び償還事務を委託

② 管理事務費

〈事業実績〉　　（単位：千円）

H26		H27		H28		H29		H30		R元		R２		R３		R４	
件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額	件数	貸付額
1	4,900	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※ 平成15年度制度改正（林業改善資金（林業生産高度化資金、林業労働福祉施設資金、青年林業者等養成確保資金）→林業・木材産業改善資金）

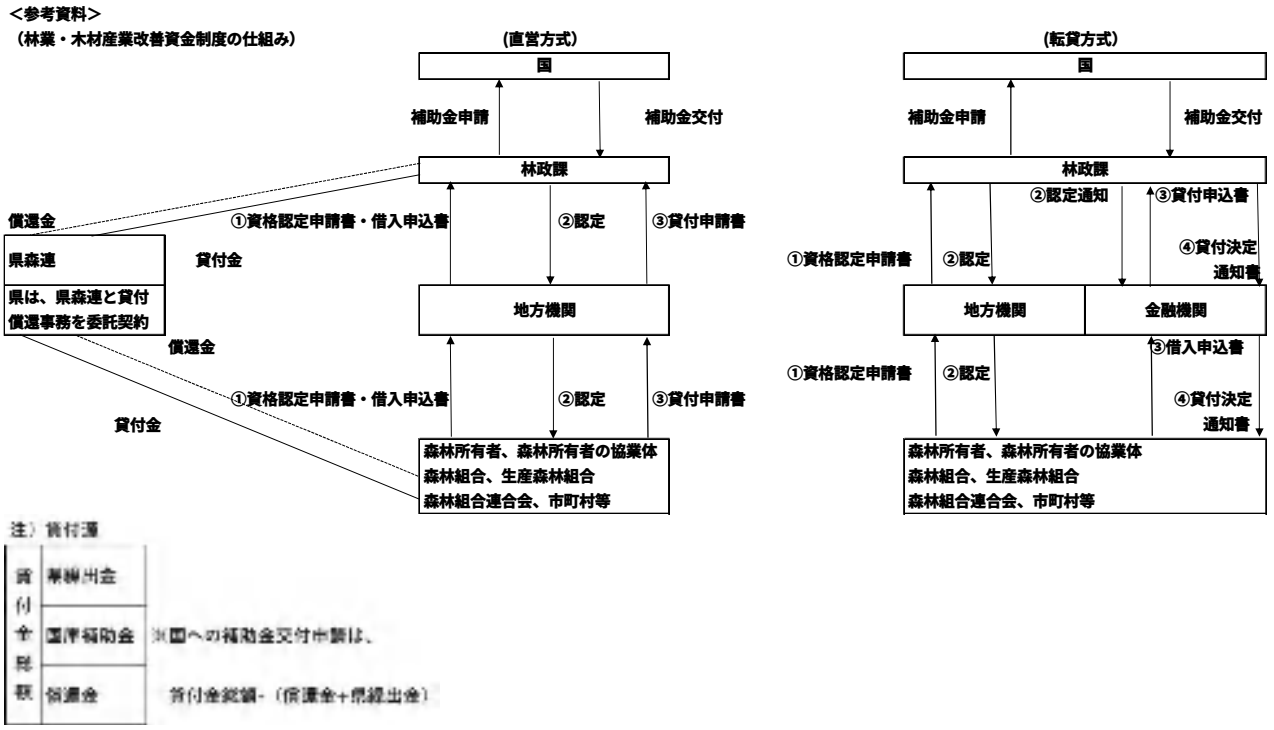

事業名	県営林特別会計	事項名	県営林事業費 元利償還金
根拠法令	長崎県特別会計条例、長崎県行造林規則、長崎県林業基金条例		
事業概要	県営林5,529ha（県有林735ha、県行造林4,794ha）の管理経営を第13次経営計画（H31～H35（R5））に基づき実施する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳 国庫	県債	その他	一般財源	備考
	5	279,333	34,512	25,000	219,821		
	4	358,002	88,986	32,000	237,016		

事業計画	事業期間	昭和34年度～	事業主体	負担区分 国	県	県債
	①県営林造成事業 ②分収交付金 ③県営林管理費 ④林業基金積立金		県	6/10	3/10 10/10 10/10 10/10	1/10

〈事業内容〉

1．県営林造成事業（予算額　65,287千円）

①補助対象事業

搬出間伐 284ha、作業道開設 14,213m

（搬出間伐及び作業道開設事業量は、令和4年度繰越予算含む。）

②単独事業

間伐材生産販売委託　384m^3

2．分収交付金（予算額　34,836千円）

県行造林契約に基づき、造林木の売払処分の都度、その代金から処分に要した直接の費用（伐木、造材、運搬等を行った場合は、これに要した経費を含む。）を差し引いた収益を、県が6、土地所有者が4の割合で分収する。

〈事業実績〉

年度	実績
21	立木処分（支障木及び間伐）　2,856m3　保育　292ha　作業道開設　15,794m 防火線伐開　5ha
22	立木処分（支障木及び間伐）　4,199m3　保育　119ha　作業道開設　15,467m 林内路網緊急整備事業　5,940m
23	立木処分（支障木及び間伐）　4,375m3　保育　118ha　作業道開設　20,800m
24	立木処分（支障木及び間伐）　5,674m3　保育　148ha　作業道開設　28,078m
25	立木処分（支障木及び間伐）　6,874m3　保育　203ha　作業道開設　31,142m
26	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　12,407m3　保育　230ha　作業道開設　32,025m
27	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　11,043m3　保育　247ha　作業道開設　38,387m
28	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　12,063m3　保育　254ha　作業道開設　32,926m
29	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　9,520m3　保育　275ha　作業道開設　40,954m
30	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　12,802m3　保育　260ha　作業道開設　28,555m
31	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　13,119m3　保育　288ha　作業道開設　42,946m
2	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　12,727m3　保育　282ha　作業道開設　30,274m 保育間伐（環境）62ha
3	立木処分（支障木及び間伐、主伐）　13,100m3　保育　239ha　作業道開設　28,664m

〈参考事項〉

令和５年度予算の内容　（単位：千円）

収入		支出	
国庫支出金	34,512	直接事業費	65,287
財産運用収入	25	分収交付金	34,867
財産売払収入	112,113	県債償還金	156,071
県債	25,000	積立金	5
繰入金	107,643	一般管理費	19,342
諸収入	32	森林保険料	3,761
繰越金	8		
合計	279,333	合計	279,333

県営林の概要

本県の県営林は、県有林と土地所有者との分収契約による県行造林からなるが、県行造林は、明治38年県有基本財産の造成と模範的造林を目的としてスタートした。

① 明治38年－模範林造林

② 大正12年－御成婚記念造林、昭和3年－大礼記念県行造林＝公有林野県行造林

③ 昭和34年－長崎県行造林

と三つに大別され、明治、大正、昭和の各時代の要請に基づき拡大造林が進められ今日に至っている。

現存する契約地は公有林野県行造林と長崎県行造林があり、経営の目的は地域の範となる模範的森林の造成と森林のもつ機能を発揮させ、森林資源の充実に資することとしている。

県有林は、基本財産の造成と併せ、公益的機能の増進等を目的に経営されており、現在22団地(735ha)である。

県営林特別会計は、5,529ｈａ（県有林735ｈａ、県行造林4,794ｈａ）について、保続的な経営を目標として、第13次経営計画（H31～H35（R5））に沿って事業を実施するが、資源のピークは9～11齢級にあり、長伐期施業に向けた搬出間伐による木材生産が可能な状況にある。

このため、搬出間伐を中心とした素材生産事業に積極的に取り組み、また、木材生産の拡大に併せて、高性能林業機械や高密度路網を活用した木材生産性の向上や、収入の安定的確保が可能となる協定販売などの新しい手法の導入にも取り組みながら、県内林業及び木材安定供給体制の一翼を担っていく。

木材価格の長期低迷も影響し経営は厳しい状況であり、運営資金は、起債、財産収入及び林業基金で賄ってきたが、保育対象林分の増加及び伐採林分の減少により、基金は平成5年度までに取崩し、平成5年度から不足分は一般会計からの繰入金と平成10年度からは造林補助事業を取り入れて林業経営を行っている。

長崎県林業基金（昭和37年6月6日長崎県条例第28号）

県営林(県有林及び県行造林)の積極的な経営を図るため、長崎県林業基金を設置し、以下の場合に取り崩しその財源に充当する。

(1) 県営林の経営のために必要な土地、立木その他の財産取得等のための経費の財源に充てるとき。

(2) 経済事情の著しい変動等により県営林の経営のために必要な経費の財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。

(3) 災害により生じた県営林の経営のための経費の財源又は災害により生じた県営林事業の減収をうめるための財源に充てるとき。

林業基金推移表

（単位：千円）

経営期	第1次経営期計	第2次経営期計	第3次経営期計	第4次経営期計	第5次経営期計	第6次経営期計	第7次経営期計	第8次経営期計	第9次経営期計	第10次経営期計	第11次経営期計	第12次経営期計
年度区分	S34～38	S39～43	S44～48	S49～53	S54～58	S59～63	H1～5	H6～10	H11～15	H16～20	H21～25	H26～30
繰越		14,332	51,679	41,484	131,975	337,279	219,440	1,174	1,303	1,687	1,735	1,828
金利			12,757	28,085	76,048	80,306	42,426	37	9	29	19	9
積立金	14,332	37,347	33,101	62,404	163,690	34,499	20,245	92	375	19	74	20
取崩金			56,054		34,435	232,645	280,939					
計	14,332	51,679	41,484	131,975	337,279	219,440	1,174	1,303	1,687	1,735	1,828	1,857

経営期	第13次経営期計											
年度区分	H31～R5											
繰越	1,857											
金利	2											
積立金	87											
取崩金												
計	1,946											

農林技術開発センター

農林技術開発センター森林研究部門事務分掌

1．林木育種の試験研究に関すること。
2．育林の試験研究に関すること。
3．森林保護の試験研究に関すること。
4．林業経営の調査研究に関すること。
5．特用林産物の試験研究に関すること。
6．木材利用･加工の試験研究に関すること。
7．森林機能及び保全の試験研究に関すること。
8．森林整備事業の技術指導に関すること。
9．スマート林業の試験研究に関すること。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="4">森林研究</td><td>事項名</td><td colspan="4">林木の育種と主要樹種の育成技術の確立
（早生樹現地適応化試験）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="8">長崎県農林業試験研究の推進構想
都道府県農林水産関係試験研究事業実施要領</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="8">早生樹とされる樹種の、植栽後 10 年間程度の成長状況を把握し、下刈り等育林初期のコスト低減の可能性を探るとともに、モデル林として設定し早生樹の普及を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
（千円）</td><td rowspan="2">年度</td><td rowspan="2">金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td colspan="2" rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>1,570</td><td></td><td></td><td>1,570</td><td></td><td colspan="2">「その他」は、繰入金</td></tr>
<tr><td>4</td><td>1,352</td><td></td><td></td><td>1,352</td><td></td><td colspan="2">「その他」は、繰入金</td></tr>
<tr><td rowspan="3">事
業
計
画</td><td colspan="2">事業期間</td><td colspan="3">平成 29 年度～</td><td>事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">早生樹のモデル林を設定し、成長特性及び現地適応状況を調査することで、長崎県に適応する樹種を特定する。</td><td rowspan="2">県</td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td>10/10</td><td></td></tr>
</table>

＜事業概要＞

植栽後初期の樹高成長量や伐期までの材積成長量が大きい「早生樹」を用いた短伐期林業について、成長特性及び現地適応状況を調査することで、長崎県に適応する樹種を特定するための試験研究を行う。

＜事業実績＞

・皆伐した伐採地において、選抜した 7 種の早生樹を植栽した（H29）。
・前年度植栽できなかった樹種をはじめ、4 種類を植栽した（H30）。
・植栽箇所の成長量調査、下刈り、芽かき等を行った（H30）。
・キリの台切りなど樹幹形矯正作業を行った（R1）。
・コウヨウザンのノウサギ被害が激しかったことから、調査を行った（R1）。
・台風等による倒木被害を受けたことから、風害の状況調査及び対策の検討を行った（R2）。
・台切による萌芽の伸長について調査した（R3）。
・山地植栽にはユリノキ、チャンチンモドキ、耕作放棄地では畑地でセンダンに候補樹種を選定（R4）

＜事業計画＞

・各早生樹の成長特性及び施業体系を調査する。
・コウヨウザンの大苗植栽によるノウサギ被害の回避試験を継続する。
・スギ特定木試験地を造成し、本県に適応する品種を追加選抜する。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">採種源整備費</td><td>事項名</td><td colspan="4">林木の育種と主要樹種の育成技術の確立
（優良種苗確保対策事業：採種源整備）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="7">林業種苗法、森林法</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="7">優良種苗を確保する。
少花粉対策に資する種苗の開発。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
（千円）</td><td rowspan="2">年度</td><td rowspan="2">金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td colspan="2" rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>243</td><td></td><td></td><td></td><td>243</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>4</td><td>250</td><td></td><td></td><td></td><td>250</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事
業
計
画</td><td>事業期間</td><td colspan="2">平成 20 年度～</td><td colspan="2">事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2"></td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">①発芽検定
②スギ・ヒノキ精英樹家系次代検定林調査
③遠目採種園の指導とヒノキ特定採種園の育成管理
④無花粉スギの創出</td><td>県</td><td></td><td>10/10</td><td></td></tr>
</table>

＜事業概要＞

① 発芽検定
クロマツ、スギ、ヒノキの当年採種及び保管種子の発芽検定

② 次代検定林調査
精英樹植栽試験地の林分状況確認

③ 遠目採種園の育成指導とセンター内設置のヒノキ特定母樹採種園の育成管理

④ 無花粉スギの創出

＜事業実績＞

① 林業用種子発芽検定試験（スギ、ヒノキ、少花粉ヒノキ）を実施

② 次代検定林調査（50 年次スギ・ヒノキの林分、諫早市 1 個所調査）

③ 遠目採種園の育成指導、ヒノキ特定木採種園（2-2）の造成

＜事業計画＞

① 林業用種子発芽検定試験を実施

② 次代検定林の現況調査

③ 遠目採種園の育成指導、センター内ヒノキ特定木採種園の管理

④ 無花粉スギ創出のための交配試験

事業名	森林のめぐみ効果拡大事業費	事項名	森林のめぐみ効果拡大事業費
根拠法令	長崎県農林業試験研究の推進構想		
事業概要	五島ツバキ林はツバキ実収穫によって維持・管理されている。ツバキ林の剪定・整枝等の維持管理技術および豊凶特性に対応したツバキ林管理技術の開発を行うことで、ツバキ林の継続的な保全・活用を図る。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備　考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	676				676	
	4	527				527	

事業計画	事業期間	令和 4 年度～令和 6 年度	事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	・ツバキ優良母樹遺伝子保存林の設定 ・ツバキの豊凶対策 ・台風被害等を受けた衰弱木対策 ・ヒノキバヤドリギ被害対策		県		10/10	

＜事業内容＞
・ツバキ優良母樹遺伝子保存林の設定
・ツバキの豊凶対策
・台風被害等を受けた衰弱木対策
・ヒノキバヤドリギ被害対策

＜事業実績＞
① 優良母樹からの採穂及び苗木の育成を行った。
② 個体毎の着花量、開花時期と結実量の関係を調査した。
③ 台風被害により衰弱したツバキの樹形回復について調査した。
④ 断幹後の枯れ下がり抑制や樹形誘導について調査した。
⑤ 結実を促すための施肥試験を実施した。

＜令和 5 年度事業計画＞
① 優良母樹由来の遺伝子保存林を設定する
② 衰弱木の樹勢回復試験を実施する。
③ 個体毎の着花量、開花時期と結実量の関係を調査する。
④ 選定で駆除できないヒノキバヤドリギ対策の調査に取り組む。
⑤ 事業で取り組んだ研究の成果を現地に技術移転するための講習会を実施する。

事業名	森林研究	事項名	森林病虫獣害防除技術の確立 （森林病害虫等防除事業：発生消長調査）
根拠法令	森林病害虫等防除法、長崎県森林病害虫等防除事業実施要領		
事業概要	松くい虫の防除適期を判断するため、マツノマダラカミキリの初発日を推測して周知する。		

予算額（千円）	年度	金額	財源内訳				備　　考
			国庫	県債	その他	一般財源	
	5	0				0	
	4	0				0	

事業計画	事業期間		事業主体	負担区分		
				国	県	その他
	松くい虫の防除適期を判断するため、マツノマダラカミキリの初発日を推測して周知する。		県		10/10	

＜事業概要＞

松くい虫の防除適期を判断するため、マツノマダラカミキリの初発生日を予測する。

・成虫の初発生日の予測図を農研機構メッシュ農業気象データにより作成する。

・振興局を通して関係市町に予測図を配布。森林病害虫等防除協議会において周知する。

＜事業実績＞

・センター内網室でマツノマダラカミキリ成虫の発生を調査し、予測日との精度を検証した。

発生頭数　187　頭

初発日　R4 年 5 月 23 日

50%発生日　R4 年 6 月 27 日

終息日　R4 年 8 月 8 日

・2022 年度のマツノマダラカミキリ発生予測図を作成し、各出先機関・市町村に配布した。

＜事業計画＞

・成虫の初発生日の予測図を農研機構メッシュ農業気象データにより作成する。

・振興局を通して関係市町に予測図を配布。森林病害虫等防除協議会において周知する。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">森林研究</td><td>事項名</td><td colspan="4">森林病虫獣害防除技術の改善及び開発
（主伐・再造林後のシカ対策の実証試験）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="7">長崎県農林業試験研究の推進構想
都道府県農林水産関係試験研究事業実施要領</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="7">獣害により適正な森林の更新が図られない地域の現状を把握し、獣害を防止するための方法を明らかにする。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
(千円)</td><td>年度</td><td>金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td colspan="2" rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>194</td><td>97</td><td></td><td></td><td>97</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td>194</td><td>97</td><td></td><td></td><td>97</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事
業
計
画</td><td colspan="2">事業期間</td><td colspan="3">平成 30 年度～</td><td>事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="5"></td><td></td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="5">① 防鹿ネット設置の低コスト化に向けた調査
② 不嗜好性植物の探索と植栽試験
③ 広葉樹伐採後の枝条を用いた萌芽更新技術</td><td>県</td><td>1/2 以内</td><td>1/2</td><td></td></tr>
</table>

＜事業概要＞

対馬における再造林地では、シカによる食害で適正に更新できていない箇所が見られるため、実態調査を行い、スギ・ヒノキ林等の人工林の再造林地においては、耐久性のある安価な防鹿柵の設置方法の検討を行い、防鹿柵の耐久性と被害の軽減効果を調査する。併せて、シカの不嗜好性植物の探索を行い、それらを用いた森林の更新方法について検討する。

＜事業実績＞

１）スダジイを主体とした広葉樹林の皆伐跡地は、ネットを５年間維持管理することで萌芽更新の可能性が高くなることが示唆された。

２）防除効果と耐久性を有する防鹿ネットは、「ポリエチレン防鹿ネット（ボトム付）ネット高 1.8 m（ボトム 0.6m）、ネット目合 50㎜」であると考えられる。

３）コウヨウザン・シロダモ・シキミ３樹種は対馬市では不嗜好性が高いことが示唆された。

４）不嗜好性の地域差を評価するため、佐世保市・新上五島町・対馬市にコウヨウザン・シロダモ・シキミを各 40 本植栽した試験区を設置した。

＜事業計画＞

１）調査した各種防鹿ネットの設置中の人工数と施工後の効果に基づき、安価かつ防除効果があった防鹿ネットについて、歩掛・図面・仕様書・マニュアルを作成する。

２）不嗜好性である可能性が示された６樹種を植栽した試験区について、食害状況を継続調査する。地域差を評価するため県内３か所に設置した試験区について、食害調査を行う。

３）被覆高や幅によっては１年目の萌芽が食害を受けない可能性が示された。被覆高は経年により低くなる。複数年にわたり食害を受けない被覆高等を調査する。

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="3">森林計画樹立費</td><td>事項名</td><td colspan="3">森林・林地の機能保全と有効利用
（森林情報解析）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="6">森林法</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">現在使用されている人工林収穫予想表は 20 年程更新されていない。そこで本事業ではさらに調査データを追加し、調整をおこなう。また、併せてスギ及びヒノキの林地生産力地図の作成をおこなう。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
（千円）</td><td rowspan="2">年度</td><td rowspan="2">金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>634</td><td></td><td></td><td></td><td>634</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td>599</td><td></td><td></td><td></td><td>599</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事
業
計
画</td><td>事業期間</td><td colspan="3">平成 27 年度～</td><td>事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">1. 林分収穫予想材積表の調整
2. スギ及びヒノキの林地生産力地図の作成</td><td rowspan="2">県</td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td>10/10</td><td></td></tr>
</table>

＜事業概要＞

1. 人工林収穫予想表の調整
2. スギ及びヒノキの林地生産力地図の作成

＜事業実績＞

1. 航空レーザ測量成果を活用したスギ地位指数の評価
2. 搬出間伐材積から林分収穫予想材積を推定する手法の検討

＜令和５年度事業計画＞

1. 林分収穫予想材積表の調整
2. スギ人工林に対応した林地生産力地図の作成

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">雲仙普賢岳ガリー侵食解析</td><td>事項名</td><td colspan="3">環境保全型農林業技術の開発
（森林及び農耕地の多面的機能発揮技術の開発）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="9">森林法</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="9">雲仙普賢岳のガリー侵食箇所（水無川水系）についての航空レーザデータやドローン空撮写真を用いて３Ｄモデルを作成し、それを時系列的に比較解析することにより、侵食や土砂の堆積状況を明らかにする。
また、雲仙普賢岳に限らず土砂災害発生時のドローン調査・解析手順マニュアルの作成および職員研修を行い災害対応業務の省力化、迅速化を図る。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
（千円）</td><td rowspan="2">年度</td><td rowspan="2">金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td colspan="3" rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>1,048</td><td></td><td></td><td></td><td>1,048</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td>1,076</td><td></td><td></td><td></td><td>1,076</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業計画</td><td>事業期間</td><td colspan="3">令和元年度～</td><td>事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td colspan="4">① 前年の航空レーザデータとドローン写真測量の比較による土砂生産量の計算
② 山地災害発生地の調査支援
③ マニュアルの作成および職員研修の実施</td><td>県</td><td></td><td>10/10</td><td></td></tr>
</table>

＜事業概要＞

雲仙普賢岳では、国土交通省雲仙復興事務所H17から毎年航空レーザによる地形データの取得が行われてきた。また、近年ドローン空撮写真を用いて容易に３Ｄモデルを作成できることとなり、それらを時系列的に比較解析することで、崩壊、堆積、侵食箇所の計測ができる。

一方、近年豪雨災害が全国各地で発生しており、行政はその対応に相当な時間と労力がかかるため、これまで雲仙普賢岳で培った計測手法を用いることで災害対応の業務の省力化、迅速化を図る。

＜事業実績＞

１．国土交通省雲仙復興事務所から H17～R3 の航空レーザデータの入手(R1~4)
２．ガリー内の侵食踏査およびドローン空撮による地形モデルの作成(R2~4)
３．H28 以降のガリー内の土砂生産量、地形変化量の算出(R2~4)
４．３時間雨量と地形変化量の相関(R3~4)
５．土砂災害発生時のドローン調査・解析手順マニュアルおよび職員研修(R3~4)

＜事業計画＞

１．ガリーの定期観測、都度観測、踏査の実施、および土砂生産量の算出
２．渓流毎の土砂生産量および土石流発生調査
３．ドローン上級研修（点群データ編集）の実施
４．治山林道技術研修会講師

<table>
<tr><td>事業名</td><td colspan="5">スマート林業推進事業費</td><td>事項名</td><td colspan="3">スマート林業推進事業費
（機械地拵え・機械下刈り実証事業）</td></tr>
<tr><td>根拠法令</td><td colspan="9">森林法</td></tr>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="9">機械による地拵え・下刈りにおける労働生産性の検証および機械下刈を前提に主伐・地拵え・下刈りまで対応する最適な植栽条件を解明することで、造林作業の労務軽減、機械化による担い手不足の解消を目指す。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">予算額
（千円）</td><td rowspan="2">年度</td><td rowspan="2">金額</td><td colspan="4">財源内訳</td><td colspan="3" rowspan="2">備　　考</td></tr>
<tr><td>国庫</td><td>県債</td><td>その他</td><td>一般財源</td></tr>
<tr><td>5</td><td>330</td><td></td><td></td><td>330</td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td></td><td>4</td><td>0</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事
業
計
画</td><td colspan="2">事業期間</td><td colspan="3">令和５年度～令和９年度</td><td>事業主体</td><td colspan="3">負　担　区　分</td></tr>
<tr><td colspan="5" rowspan="2">① 機械地拵えによる省力化の検証
② 機械下刈りによる省力化の検証
③ 機械下刈りに対応した植栽条件の検証</td><td rowspan="2">県</td><td>国</td><td>県</td><td>その他</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td>10/10</td></tr>
</table>

＜事業概要＞

機械による地拵え・下刈りにおける労働生産性の検証および機械下刈を前提に主伐・地拵え・下刈りまで対応する最適な植栽条件を解明することで、造林作業の労務軽減、機械化による担い手不足の解消を目指す。

＜事業計画＞

１．機械地拵えによる省力化の検証を実施する。

２．機械下刈りに対応した植栽条件の検証を実施する。